

台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実

平成30年10月
国土交通省

目 次

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性

- ・ 気象庁では、適時的確な防災対応につながるよう、様々な防災気象情報を提供。
- ・ 平成 28～29 年にかけて、災害発生のおそれをより積極的に伝えていくとともに、災害危険度やその切迫度をより認識しやすくなるよう、防災気象情報について各種改善を図ったところ。
- ・ これら気象庁が発表する防災気象情報の更なる充実や、より効果的な利活用を推進していくため、国民や地方公共団体等における情報の利活用の現状やニーズ等について検証・把握する。

2. 評価の対象

- ・ 本政策レビューの対象施策としては、平成 28 年～29 年にかけて改善を進めてきた防災気象情報を中心とする。

3. 評価の視点

- ・ 評価にあたっては、防災気象情報の利活用状況(認知度、入手方法、避難等の防災対策への活用状況等)や、情報の更なる改善へのニーズ等を把握し、これまでの取組について評価する。

4. 評価手法

- ・ 防災気象情報の利活用状況等について、国民一般、地方公共団体等を対象にしたアンケート調査結果をもとに行う。

5. 第三者の知見の活用

- ・ 本政策レビューにあたっては、気象業務の評価に関する懇談会の委員、国土交通省政策評価会の委員など、有識者からの意見を反映。

第2章 防災気象情報の概要

1. 防災対策における防災気象情報の役割

- ・ 防災対策全般の中で、防災気象情報がどのような役割を担っているか等、全体像について述べる

2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

- ・ 本政策レビューの対象施策となる最近の防災気象情報の改善や、防災気象情報の利活

用推進に係る平時からの普及・啓発の取組等について述べる。(改善できるようになった技術的背景や情報の精度(技術的限界)等についても少し触れる。)

- (1) 気象警報の発表基準の改善
- (2) 気象警報の危険度分布
- (3) 警報級の可能性 等
- (4) 自治体等防災機関への気象解説

第3章 評価結果

1. 評価手法

- ・ アンケート調査の実施内容について記載。

2. 評価結果

- ・ アンケート調査の結果等をもとにした施策の評価を記載する。

第4章 評価結果を踏まえた今後の方向性

- ・ 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性について記載する。

(評価書の要旨)

テーマ名	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	担当課 (担当課長名)	気象庁予報部業務課 (倉内 利浩)
評価の目的、必要性	<p>気象庁では、適時的確な防災対応につながるよう、様々な防災気象情報を提供。</p> <p>平成 28～29 年にかけて、災害発生のおそれをより積極的に伝えていくとともに、災害危険度やその切迫度をより認識しやすくなるよう、防災気象情報について各種改善を図ったところ。</p> <p>これら気象庁が発表する防災気象情報の更なる充実や、より効果的な利活用を推進していくため、国民や地方公共団体等における情報の利活用の現状やニーズ等について検証・把握する。</p>		
対象政策	平成 28 年～29 年にかけて改善を進めてきた防災気象情報を主な対象とする。		
政策の目的	交通政策審議会気象分科会提言を踏まえた施策の効果を評価することにより、今後の防災気象情報の更なる充実に資することを目的とする。		
評価の視点	評価にあたっては、防災気象情報の利活用状況（認知度、入手方法、避難等の防災対策への活用状況等）や、情報の更なる改善へのニーズ等を把握し、これまでの取組について評価する。		
評価手法	防災気象情報の利活用状況等について、国民一般、地方公共団体等を対象にしたアンケート調査結果をもとに行う。		
評価結果			
政策への反映の方向			
第三者の知見の活用	本政策レビューにあたっては、気象業務の評価に関する懇談会の委員、国土交通省政策評価会の委員など、有識者からの意見を反映。		
実施時期	平成 29 年度～平成 30 年度		

台風・豪雨等の防災気象情報の充実

第44回政策評価会 資料

平成30年10月4日 気象庁

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 評価の対象
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 防災気象情報の概要

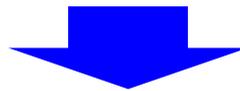
1. 防災対策における防災気象情報の役割
2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組
 - ・ 警報級の可能性
 - ・ 時系列で危険度を色分け表示
 - ・ 気象警報の危険度分布
 - ・ 気象警報の発表基準の改善
 - ・ 自治体等防災機関への気象解説

第3章 評価結果

1. 評価手法
2. 評価結果

第4章 評価結果を踏まえた今後の方向性

- 気象庁では、交通政策審議会気象分科会提言「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方（平成27年7月29日）を踏まえ、台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実を図ってきた。
- これら防災気象情報が、適時的確な防災対応に寄与するためには、国民や地方公共団体における情報の利活用状況を確認した上で、利用者目線で情報自体のより一層の改善・充実を図るとともに、その利活用を促進していく必要がある。



- ◎ 今後の防災気象情報の更なる充実や利活用促進に資することを目的として、交通政策審議会気象分科会提言を踏まえ、近年実施した防災気象情報の改善施策を中心にその効果を評価。

【評価方法】

- 防災気象情報の利用者である国民及び地方公共団体における、情報の利活用状況及び防災対応上の効果等から評価。
- これにあたり、国民及び地方公共団体を対象とした、防災気象情報の利活用状況等に係るアンケート調査を実施予定。（今秋目途）

1. 防災対策における防災気象情報の役割

2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

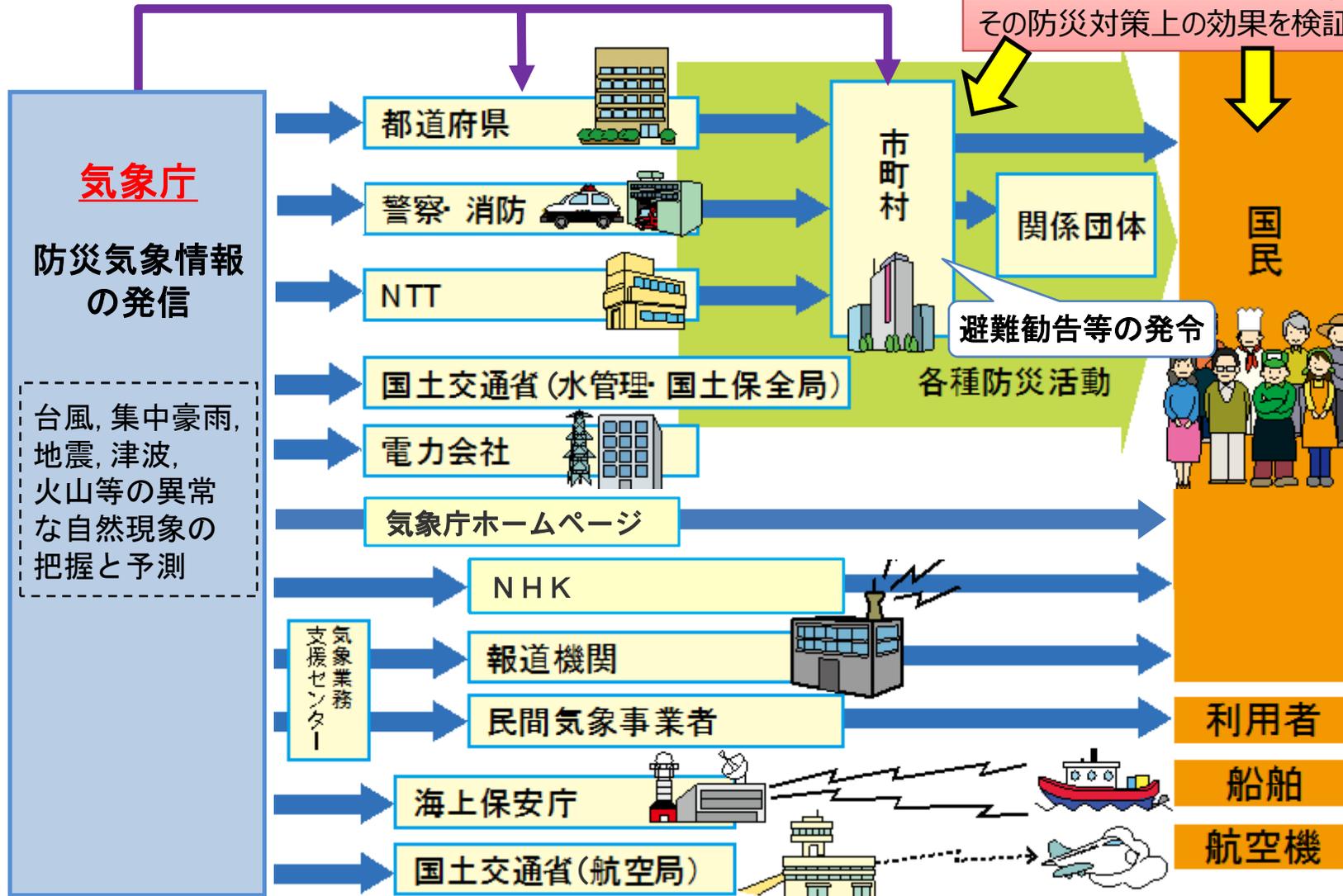
- ・ 警報級の可能性
- ・ 時系列で危険度を色分け表示
- ・ 気象警報の危険度分布
- ・ 気象警報の発表基準の改善
- ・ 自治体等防災機関への気象解説

1. 防災対策における防災気象情報の役割

防災気象情報は、自治体や報道機関等を通じて様々な手段で伝えられ、災害時の避難等の防災対策や交通の安全等に貢献

本政策レビューでは、気象災害の被害軽減に資する情報として自治体や一般国民向けに提供している防災気象情報を中心に、その防災対策上の効果を検証・評価。

ホットライン(災害の発生時・予想される場合に、気象等の状況・見通しを解説)



1. 防災対策における防災気象情報の役割

2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

- ・ 警報級の可能性
- ・ 時系列で危険度を色分け表示
- ・ 気象警報の危険度分布
- ・ 気象警報の発表基準の改善
- ・ 自治体等防災機関への気象解説

防災気象情報の主な改善（平成22年以降）

改善の方向性

主な改善

平成22年

- 警報・注意報を防災対応と密接に結びつける。
- 市町村の防災担当者や住民が警報の対象地域を明確に認識できるように伝える。

市町村ごとの気象警報の発表

平成23年

- 国土交通省政策レビュー「市町村の防災判断を支援する気象警報の充実」
- メッシュ情報の活用促進
 - 重大な災害をもたらす記録的な大雨等をよりの確に伝える改善
 - 防災行動の各段階により適合した防災気象情報

平成25年

- 市町村における地域を絞り込んだ避難情報の発令を支援するため、詳細な土砂災害ポテンシャル分布情報を提供

土砂災害警戒判定メッシュ情報の提供

- 警報の発表基準をはるかに超える現象により、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼びかける。

特別警報の発表

平成28～29年

- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなるとも発生のおそれを積極的に伝えていく。
- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。

新たなステージに対応した防災気象情報
(交通政策審議会気象分科会提言：平成27年7月)
・警報級の可能性の提供
・時系列で危険度を色分けした表示
・メッシュ情報（危険度分布）の充実 等

- 防災気象情報を防災対応判断に一層「理解・活用」（読み解き）いただけるよう、平時からの防災気象情報の読み解きに資する取組を一層推進

「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書（平成29年8月）

2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

背景

「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」(平成27年1月 国土交通省)

- 雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉え、危機感をもって防災・減災対策に取り組むことが必要。最悪の事態も想定しつつ、今後の検討の方向性についてとりまとめ。
- 命を守るため、避難を促す状況情報の提供、避難勧告等の的確な発令のための市町村長への支援が必要であるとともに、大規模水害等における広域避難や救助等への備えの充実が必要。

「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方

(平成27年7月29日 交通政策審議会気象分科会提言)

防災気象情報

- 可能性が高くなるとも、社会に大きな影響を与える現象が発生するおそれを積極的に発表
- 危険度やその切迫度を分かりやすく提供

早急に実現可能な改善策

- ①翌朝までの「警報級の現象になる可能性」の提供
- ②実況情報の迅速化
- ③メッシュ情報(危険度分布)の充実・利活用促進
- ④時系列で危険度を色分けした分かりやすい表示
- ⑤タイムライン支援のため数日先までの「警報級の現象になる可能性」の提供

- 市町村等への支援や住民への普及啓発活動の継続
- 分かりやすい防災気象情報となるよう不断の見直し

観測・予測技術

- 観測・予測技術は防災気象情報の基盤

概ね10年先を見据えた取組

- ・積乱雲：
ひまわり8号の利用技術、次世代気象レーダーの導入や利用技術
- ・集中豪雨：
水蒸気の観測、メソアンサンブル予測技術*
- ・台風：
強度予報の延長、進路や雨・高潮等の予測の改善

- 研究～実用化まで担う気象庁の総合力の発揮
- 国内外の関係機関との更なる連携の促進
- スーパーコンピュータシステム等の業務基盤の維持・機能向上

今回のレビュー対象

2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

【基本的方向性】

- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなるとも発生のおそれを積極的に伝えていく。
- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。

① 翌朝までの「警報級の現象になる可能性」の提供

H29.5
運用開始

② 数日先までの「警報級の現象になる可能性」の提供

- 夜間の避難等の対応を支援する観点から、可能性が高くなっても、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表
- 台風等対応のタイムライン支援の観点から、数日先までの警報級の現象になる可能性を提供

日付		明朝まで	明日	明後日	(金)	(土)	(日)
警報級の 可能性	雨	[中]	—	—	[中]	[高]	—
	風	[中]	—	—	[高]	[高]	—

③ 時系列で危険度を色分けした分かりやすい表示

H29.5
運用開始

- 今後予測される雨量等や危険度の推移を時系列で提供
- 危険度を色分け

【改善策】

平成××年××月××日××時××分××地方気象台発表
××市

【発表】 暴風、波浪警報 大雨、雷、濃霧注意報
【継続】 高潮注意報

××市	今後の推移 (■警報級 □注意報級)																
	7日							8日									
発表中の 警報・注意報等の種別	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24
大雨 (1時間最大雨量 (ミリ) (浸水害)	10	10	30	30	50	50	50	30									
暴風 (風向・風速 (矢印・メートル)	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	陸上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上	海上
波浪 (波高(メートル)	5	5	8	8	8	9	8	7	7								
高潮 (潮位(メートル)	0.7	0.7	0.8	1.0	1.8	2.0	1.8	1.2	1.2								

【現在】

注意報・警報
(文章形式)



④ 実況情報の提供の迅速化

H28.9
運用開始

- 迅速な安全確保行動を促進する観点から、記録的短時間大雨情報をこれまでより最大で30分早く発表

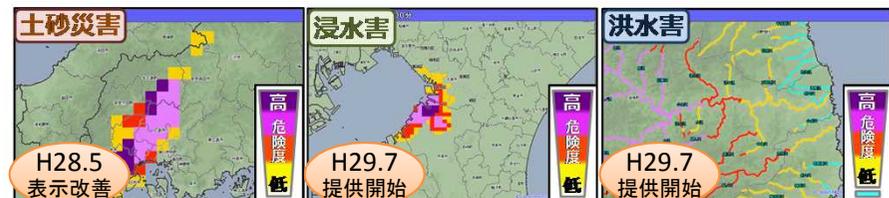
⑤ メッシュ情報（危険度分布）の充実・利活用促進

- 災害発生の危険度の高まりを評価する技術の開発
(表面雨量指数の新規開発・流域雨量指数の精緻化)

【降雨により災害発生の危険度が高まるメカニズム】



- 大雨警報・洪水警報等を発表した市町村内においてどこで実際に危険度が高まっているかを確認できる危険度分布の提供
- 道路や河川、鉄道などの地理情報と重ね合わせて危険度分布を提供



- 危険度分布の技術を活用した大雨特別警報の発表対象区域の改善

H29.7
運用開始

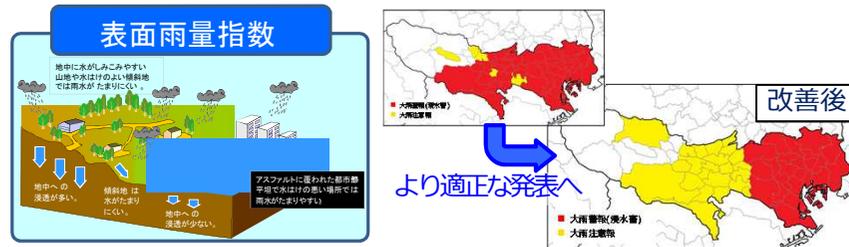
2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

＜気象警報の発表基準の改善＞

大雨警報（浸水害）・洪水警報の改善

H29
出水期から
実施

- 新たに開発した「表面雨量指数」を用い、「大雨警報（浸水害）」の精度を向上



短時間に降る局地的な大雨による浸水害発生との相関が、雨量よりも高い「表面雨量指数」を、大雨警報の発表基準に導入。

- 精緻化した「流域雨量指数」を用い、「洪水警報」の精度を向上

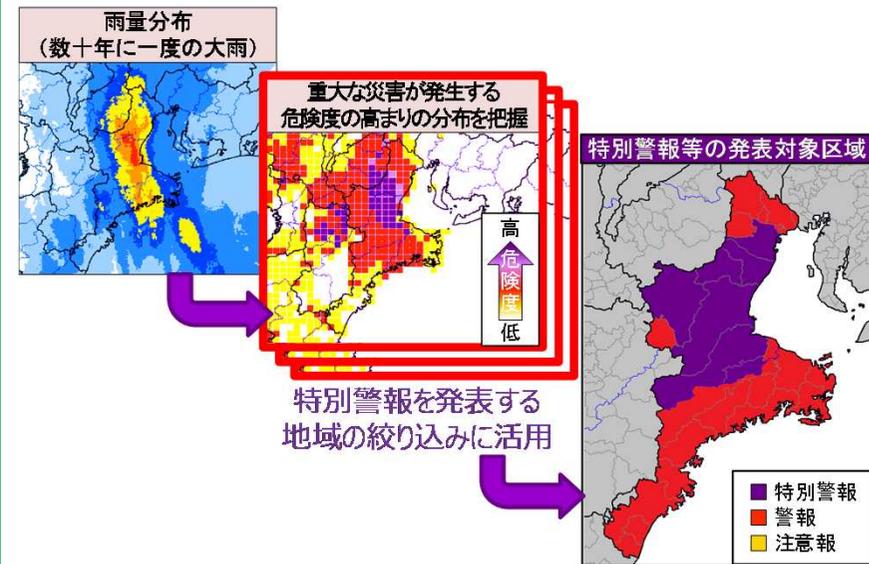


河川の上流域で降った大雨による中小河川の外水氾濫による洪水害発生との相関が、雨量よりも高い流域雨量指数について、計算格子を5kmから1kmに精緻化し、長さ15km未満の中小河川も計算対象にして、洪水警報の発表基準に導入。

大雨特別警報の発表対象区域の改善

H29
出水期から
実施

- 危険度分布の技術の活用により、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に絞り込んで大雨特別警報を発表



数十年に一度の大雨となる府県予報区内において、重大な災害が発生する危険度の高まりの分布(土砂災害、大雨浸水害、洪水害)のいずれかで、最大危険度のメッシュが出現している市町村に大雨特別警報を発表。

これらの改善した防災気象情報も用いて、台風接近時の説明会やホットライン等により、引き続き地元気象台から市町村に警戒を呼びかけていく。

2. 防災気象情報の改善・充実に係る最近の取組

<自治体等防災機関への気象解説の充実・強化>

「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書（H29.8）

近年相次ぐ自然災害を踏まえ、地域の防災力を高める取組を**地域の各主体が連携して推進**することが重要に

- 「防災意識社会」を担う一員としての意識を強く持ち、市町村、都道府県、**関係省庁の地方出先機関等と一体となって**住民の具体的な防災行動に結びつくよう、**地域の気象防災に一層貢献**
- 防災の最前線に立つ市町村に対し、既存の防災気象情報や“危険度分布”等の新たな情報を緊急時の防災対応判断に一層「**理解・活用**」（読み解き）いただけるよう、**平時からの取組を一層推進**



平時

- ✓ 気象台長と市町村長の「顔の見える関係」を構築・深化
- ✓ 「気象防災データベース」による気象特性・災害リスクの共有
- ✓ 防災気象情報の理解・活用のための実践的な研修・訓練等の実施
- ✓ 防災の現場で即戦力となる「気象防災の専門家(気象防災アドバイザー)」の活用促進
- ✓ 地域に根ざした気象台職員育成の推進

緊急時

- ✓ 気象台からのホットラインや予報官コメントにより危機感を確実に伝達
- ✓ 災害対応支援のため「気象庁防災対応支援チーム（JETT）」を派遣（平成30年5月～）

災害後

- ✓ 市町村等と共同で「振り返り」、不断に取組を改善

- 本政策レビューにおいては、防災気象情報の利活用状況（認知度、入手方法、避難等の防災対応への活用状況等）や、情報の更なる改善へのニーズ等を把握し、これまでの取組について評価する。特に、平成29年7月から運用を開始した大雨警報・洪水警報の「危険度分布」を中心にレビューを行う。
- レビューの実施にあたっては、アンケート調査を行うこととし、「平成30年7月豪雨」における活用も含めて、「危険度分布」等の活用状況等について確認・検証を行うこととする。

<アンケート調査の概要>

- 実施時期： 平成30年10～11月頃
- 調査対象： 一般住民及び自治体の防災担当者等
- 調査方法： web調査、郵送
- 調査する主な情報：
 - ・大雨警報・洪水警報の「危険度分布」
 - ・危険度の推移を色分けした「警報・注意報」
 - ・「警報級の可能性」の情報 等

これらの平成29年度から新たに開始した情報を中心に、一般住民向けと自治体の防災担当者向けの大きく2つに分けてアンケート調査を実施し、これら情報の認知度、入手方法、避難等の防災対策への活用状況等について把握。

＜主な調査項目（案）＞

- ① 回答者の属性（年齢・性別）
- ② 最近（1年間）の被災経験の有無
- ③ 防災気象情報の入手手段
- ④ 危険度分布や特別警報など、防災気象情報の認知度・理解度、活用状況
- ⑤ 防災気象情報の更なる改善へのニーズ
（メール等によるプッシュ配信、精度向上、伝え方 等）

これらの項目について、一般住民や自治体向けに今後、アンケート調査を行い、分析を行ったうえで、レビュー評価報告に反映していく。

なお、一般住民向けの調査については、幅広い年齢層から回答を得るため、web調査に加えて、郵送による調査も併用する。

自治体向けの調査については、気象台を通じた聞き取り調査も併用しながら実施。

現在検討中
(アンケート結果等を踏まえて今後整理)

参考資料

警報級の可能性の情報提供

- 警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「警報級の可能性」として[高]、[中]の2段階で発表。（平成29年5月17日開始）。
- 警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す[高]だけでなく、可能性が高くないが一定程度認められることを表す[中]も発表。

種別	警報級の可能性						
	3日	4日		5日	6日	7日	8日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	[中]	-		-	-	[中]	-
暴風	-	[高]		-	[中]	[高]	-
波浪	-	[高]		-	[中]	[高]	-

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

今日～明日

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

明後日～5日先

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

危険度を色分けして分かりやすく表示

- 気象警報・注意報の内容について、どの程度の危険度の現象がどのくらい先の時間帯に予想されるかを分かりやすく伝えられるよう、危険度を色分けして表示（平成29年5月より）。
- 具体的には、警報級、注意報級の現象が予想される時間帯をそれぞれ赤、黄色で表示するなど、危険度とその切迫度が一目で分かる色分け表示を行い、雨量、風速、潮位などの予想値も時間帯ごとに明示。加えて、「警報に切り替える可能性が高い注意報」についても、通常の注意報と視覚的に区別できるよう表示。

岩泉町		今後の推移 (■警報級 ■注意報級)								備考・ 関連する現象	
		30日							31日		
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3		3-6
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	16	30	40	50	80	80				
	(浸水害)										浸水注意
	(土砂災害)										土砂災害警戒
洪水	(洪水害)										

▲
洪水警報に切り替える
可能性が高い
洪水注意報

▲
朝から
注意報級の
危険度

▲
昼過ぎから
警報級の
危険度

▲
灰色の時間帯は予測の確度が十分ではなく、
危険度を表示していません。今後発表する
警報・注意報で更新していきます。

危険度分布(土砂災害)

- 大雨警報（土砂災害）は、災害発生との相関の高い指数（土壌雨量指数）を発表基準に用いている。
- 大雨警報（土砂災害）を発表した市町村内のどこで危険度が高まっているかを視覚的に確認できるよう、大雨警報（土砂災害）の危険度分布を提供。（平成28年5月に表示を改善）

危険度の高まりを伝える情報

大雨注意報

大雨警報
(土砂災害)

土砂災害警戒情報

等

危険度の
高まりを
伝える

市町村

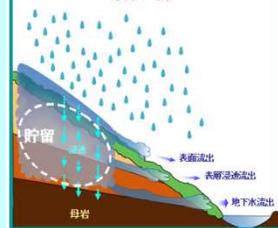
危険な地域
を視覚的
に確認

住民

大雨による土砂災害発生と相関が高い指標

土壌雨量指数

降った雨が土壌中を流れていく様子
(イメージ)



モデル化

各タンクの貯留量の合計が土壌雨量指数



市町村単位で警報等を発表

危険度が高まる場所の情報

大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)



大雨警報(土砂災害)等が発表されている市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認

基準による判定結果を地図上に表示

危険度分布(浸水害)

- 大雨警報(浸水害)の改善を図るため、大雨警報(浸水害)の発表基準に、短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い指数(表面雨量指数)を導入。
- 大雨警報(浸水害)を発表した市町村内のどこで災害発生の危険度が高まっているかを視覚的に確認できるよう、「大雨警報(浸水害)の危険度分布」を提供。(平成29年7月から)

危険度の高まりを伝える情報

大雨注意報

大雨警報
(浸水害)

等

危険度の
高まりを
伝える

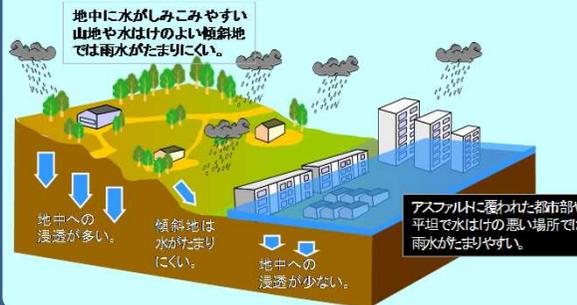
市町村

危険な地域
を視覚的
に確認

住民

短時間強雨による浸水害発生と相関が高い指標

表面雨量指数



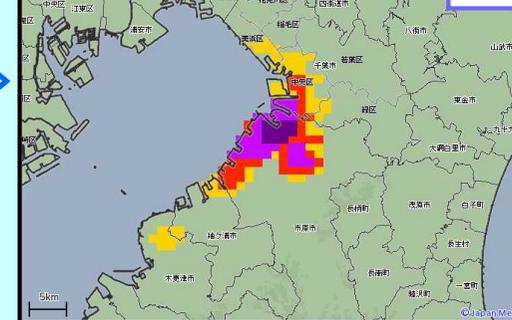
市町村単位で警報等を発表

危険度が高まる場所の情報

大雨警報(浸水害)の危険度分布

2016年07月15日11時00分

1時間先
までの予測



高
危険度
低

大雨警報(浸水害)等が発表された市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認。

基準による判定結果を地図上に表示

危険度分布(洪水害)

- 洪水警報の改善を図るため、洪水警報発表の基となる指数（流域雨量指数）を精緻化。
- 洪水警報(浸水害)を発表した市町村内のどこで災害発生の危険度が高まっているかを視覚的に確認できるよう、「洪水警報の危険度分布」を提供。（平成29年7月から）

危険度の高まりを伝える情報

洪水注意報

洪水警報

等

危険度の高まりを伝える

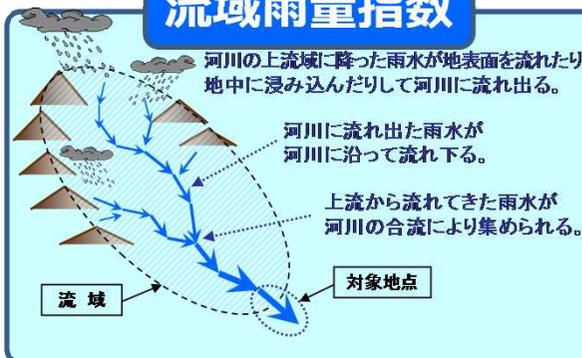
市町村

危険な地域を視覚的に確認

住民

中小河川の洪水災害発生との相関が高い指標

流域雨量指数

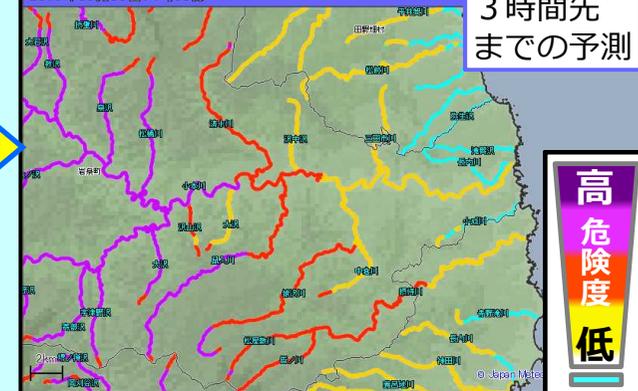


危険度が高まる場所の情報

洪水警報の危険度分布

2016年08月30日14時50分

3時間先までの予測



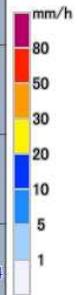
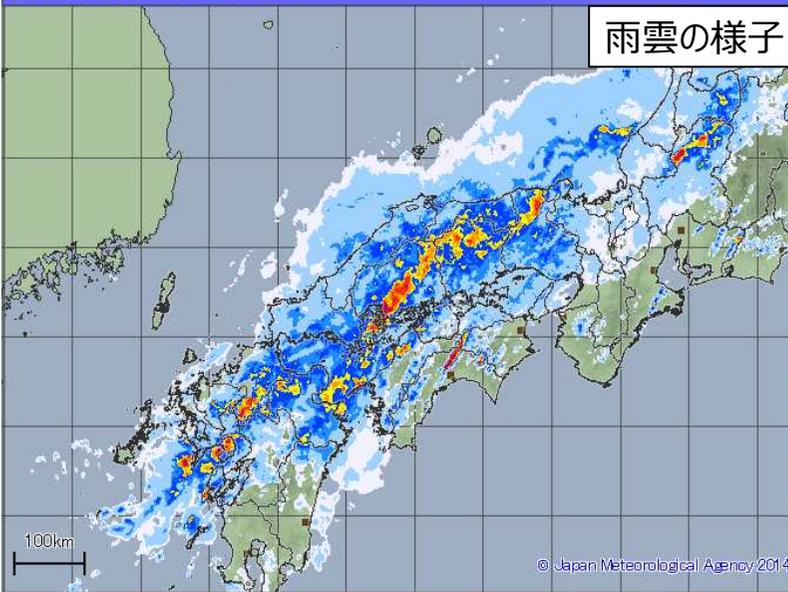
洪水警報等が発表された市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認。

市町村単位で警報等を発表

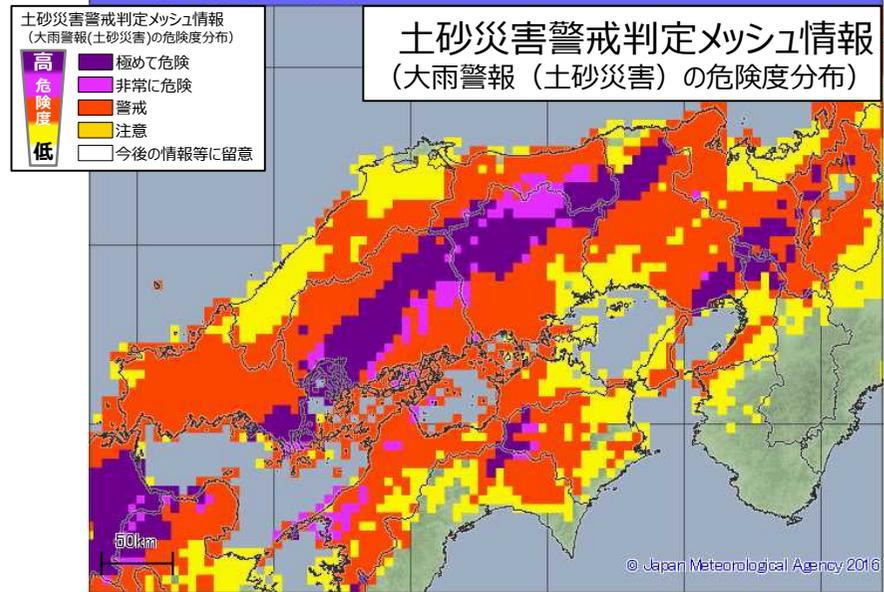
基準による判定結果を地図上に表示

危険度分布の例（平成30年7月豪雨 6日19:50）

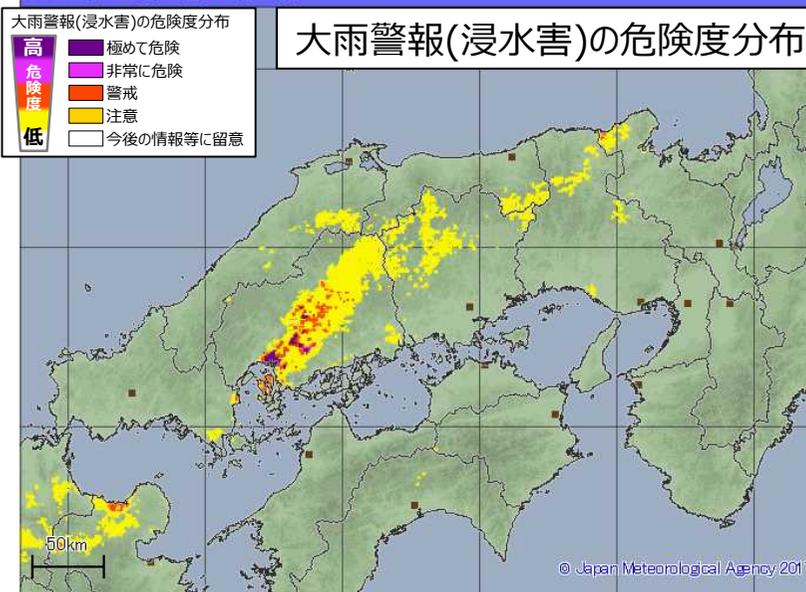
2018年07月06日19時50分



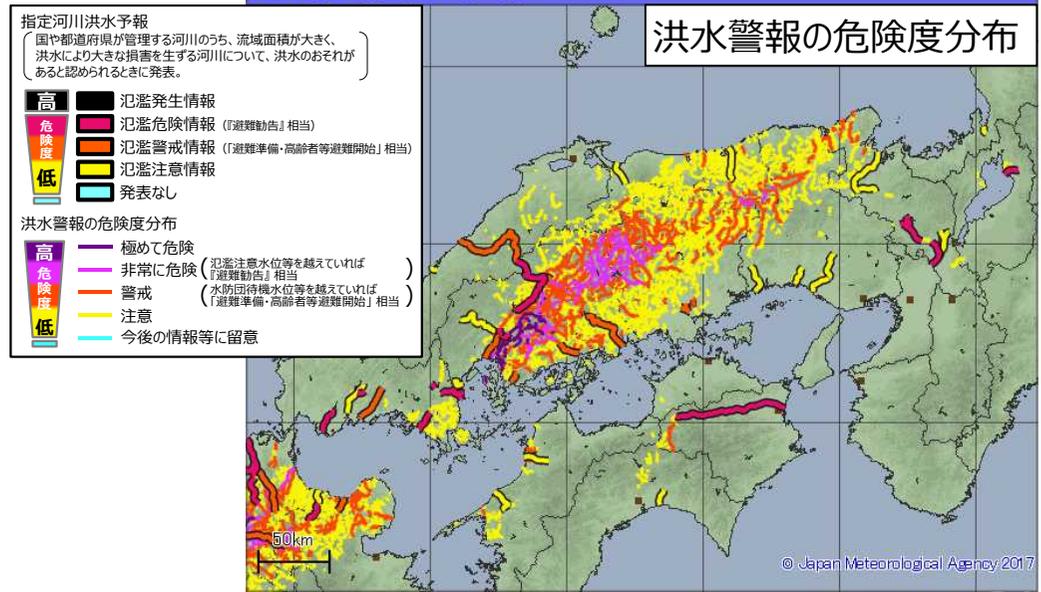
2018年07月06日19時50分



2018年07月06日19時50分



2018年07月06日19時50分



平成30年7月豪雨 防災気象情報等の利活用状況調査票

(はじめに)

平成30年7月豪雨の発生を受けて、気象台が発表した防災気象情報や貴市(町村)への連絡等が、貴市(町村)の防災対応の判断等にどのように活かされたのかを把握し、気象台として今後も貴市(町村)の防災対応への支援を進めてまいりたいと考えております。ご多忙の折大変恐れ入りますが、**9月〇日(△)まで**にご回答いただきますようよろしくお願い申し

以下の水色のセルについて、回答のご記入をお願いします。

【質問0】ご回答者さまの情報

回答される方(ご担当者さま)の情報をご教示ください。

なお、ご担当者さまの情報につきましては、ご回答いただいた内容に関する問い合わせ以外には利用いたしません。

都道府県名	
市町村名 (都道府県の方は無記入)	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

【質問1】被害情報

(1) 貴市(町村)における避難勧告等の発令状況(発令日時、対象区域など)についてご教示ください。

ご回答: **【別紙様式に記入願います】**

(2) 貴市(町村)における被害の概要(被害が発生した場所、災害の種類(土砂災害、洪水災害、内水氾濫による浸水害))についてご教示ください。

ご回答: (以下に記述、もしくは既存資料がありましたらご提供願います)

(3) 貴市(町村)において、災害発生に関する住民からの通報の時刻・内容(いつ(〇日〇時〇分)、どこで、どの様な災害が発生したか)を整理していただけますらご教示ください。

ご回答: (以下に記述、もしくは既存資料がありましたらご提供願います)

(4) 貴市(町村)内において、自治会や自主防災組織、地域の防災リーダー等の呼びかけ等により、的確に避難が行われ、難を逃れた事例をご存じでしたら、ご教示ください。

また、その自治会等のご担当者の紹介が可能であれば、ご教示ください。

ご回答:

【質問2】防災気象情報等の利活用について

(1) 今般の豪雨に際して、貴市(町村)における防災気象情報の防災体制の移行や避難勧告等の発令等への活用状況について伺います。

① 昨年〇月にご教示いただいた「防災気象情報の利活用状況」によりますと貴市(町村)では別紙1のとおり防災気象情報を防災体制の移行や避難勧告等発令の判断等に活用されていますが、今回の豪雨において活用できましたか。

ご回答: **【1つ選択】**

<input type="checkbox"/>	概ね活用できた。
<input type="checkbox"/>	一部活用できなかった。
<input type="checkbox"/>	ほとんど活用できなかった。
<input type="checkbox"/>	その他(具体的に)

② 今般の豪雨に際して、どの情報を確認していましたか。また、防災体制の移行や避難勧告等の発令のトリガーとなった情報はありましたか。その情報はどのような手段で入手しましたか。

ご回答:

確認した情報	確認の有無 確認していた情報に「○」を記入してください。 避難勧告等のトリガーとなった情報に「◎」を記入してください。	情報の入手手段 入手した手段に「○」を記入 「その他」の場合は最下段に具体的に記入						
		県の防災システム	防災情報提供システム(気象庁)	川の防災情報	気象庁ホームページ	報道(Web掲載の記事等を含む)	スマホアプリ(最下段に具体的に)	その他(最下段に具体的に)
■■■県気象情報								
記録的短時間大雨情報								
気象警報・注意報								
流域雨量指数の予測値								
洪水警報の危険度分布								
大雨警報(浸水害)の危険度分布								
大雨特別警報								
雨量の観測値(テレメータ雨量等)								
流域平均雨量								
今後の雨(降水短時間予報)								
水位の観測値(テレメータ水位等)								
指定河川洪水予報								
水位到達情報								
土砂災害警戒判定メッシュ情報								
土砂災害警戒情報								
河川管理者や気象台からのホットライン								
雨雲レーダー(雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)、XRAINなど)								
警報級の可能性								
危険度を色分けした時系列								
予報官コメント								
その他(具体的に)								

③活用できなかった理由、又は活用にあたって苦勞した点についてご教示ください。

ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・様々な機関からの情報に防災気象情報が埋もれてしまった。
<input type="checkbox"/>	・被害に関する情報を入手するまで判断を躊躇してしまった／判断に時間がかかった。
<input type="checkbox"/>	・洪水警報の危険度分布において赤や薄い紫が出現していたが、現地情報(水位計等)がなく判断を躊躇してしまった／判断に時間がかかった。
<input type="checkbox"/>	・土砂災害警戒判定メッシュ情報で赤や薄い紫が出現していたが、現地情報(土砂災害の前兆現象)がなく判断を躊躇してしまった／判断に時間がかかった。
<input type="checkbox"/>	・土砂災害警戒情報が発表されていたが、現地情報(土砂災害の前兆現象)がなく判断に躊躇してしまった／判断に時間がかかった。
<input type="checkbox"/>	・高頻度で危険度分布等が更新されたため、危険度の高まりを見逃してしまった／見逃しそうになった。
<input type="checkbox"/>	・短時間のうちに急激に危険度が高まったため、活用できなかった／活用に苦勞した。
<input type="checkbox"/>	・特に活用にあたって苦勞した点はなかった。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

(2) 気象庁では、洪水災害発生の危険度の高まっている場所を地図上で5段階に色分けして表示した「洪水警報の危険度分布」という情報を発表しており、常時10分ごとに更新しています。



内閣府・消防庁から昨年12月に自治体向けに通知された「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」(平成29年12月8日、府政防第1546号・消防災第160号)では、水位計が設置されていない河川も含め、中小河川の水位上昇の見込みを早期に把握する上で「洪水警報の危険度分布」の活用が有効とされています。この「洪水警報の危険度分布」の活用状況について伺います。

①「洪水警報の危険度分布」又は「流域雨量指数の予測値」に基づき避難勧告等を判断する発令基準は、貴市(町村)の地域防災計画や避難勧告判断マニュアル等に記載されていますか。

ご回答:【1つ選択】

<input type="checkbox"/>	・記載されている。
<input type="checkbox"/>	・記載されていない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

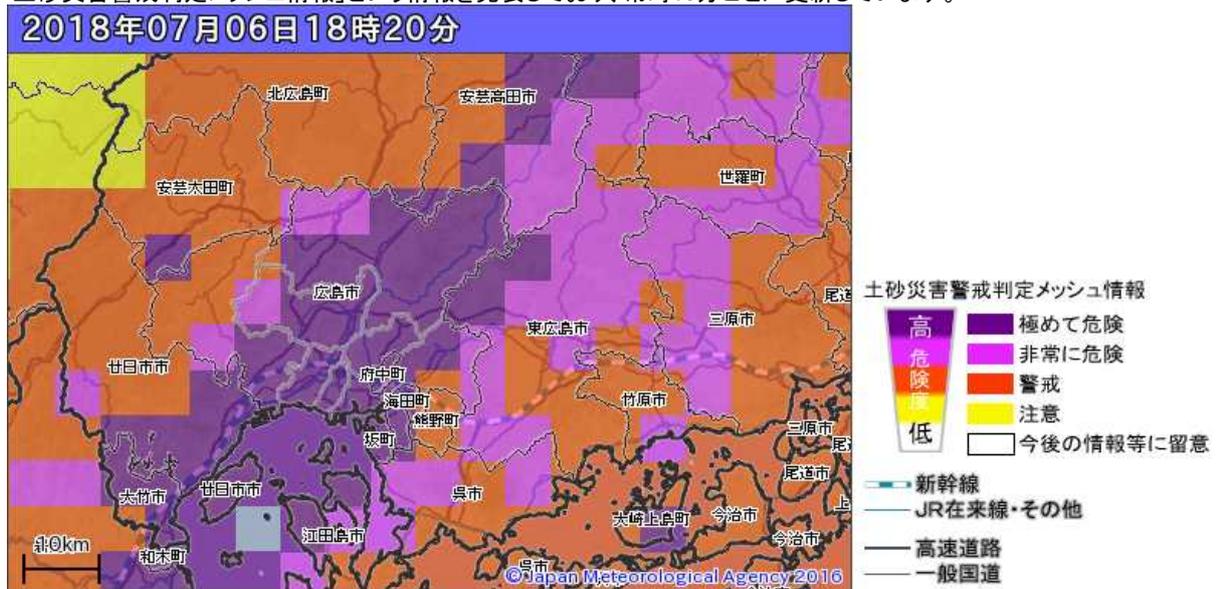
②今回の豪雨対応で、洪水災害発生の危険度の高まりを把握するために「洪水警報の危険度分布」を確認していましたか
 ご回答:【1つ選択】

<input type="checkbox"/>	・概ね確認するようにしていた。
<input type="checkbox"/>	・時々確認するようにしていた。
<input type="checkbox"/>	・ほとんど確認していなかった。
<input type="checkbox"/>	・洪水時に命を脅かす危険性が認められる河川はなく、確認する必要がなかった。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

③この「洪水警報の危険度分布」を避難勧告等の判断に活用するにあたって、こういった課題があるかご教示ください。
 ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・各色の意味する状況が分かりづらい。
<input type="checkbox"/>	・危険度分布を常にチェックすることは難しいのでプッシュ通知(メールやアプリ等)が必要。
<input type="checkbox"/>	・気象庁ホームページの危険度分布の地図が分かりにくく、危険度が高まっている地区が分かりづらい。
<input type="checkbox"/>	・過去に、危険度がそれほど高まっていない状況で氾濫が発生又は発生しそうになったことがある(基準の改善が必要)。
<input type="checkbox"/>	・特に課題はない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

(3) 気象庁では、大雨による土砂災害発生危険度の高まっている場所を地図上で5段階に色分けして表示した「土砂災害警戒判定メッシュ情報」という情報を発表しており、常時10分ごとに更新しています。



土砂災害に関して、特別警報が発表されるよりも前の段階で、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」において土砂災害がすでに発生しているおそれがあることを示す「極めて危険」(濃い紫)が出現した時点で避難指示の発令が必要であることが「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府)に示されています。

この「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の活用状況について伺います。

①このように「極めて危険」(濃い紫)に基づき避難指示を判断する発令基準は、貴市(町村)の地域防災計画や避難勧告判断マニュアル等に記載されていますか。

ご回答:【1つ選択】

<input type="checkbox"/>	・記載されている。
<input type="checkbox"/>	・記載されていない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

②この「極めて危険」(濃い紫)を避難指示の判断に活用するにあたって、どのような課題があるかご教示ください。

ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・濃い紫が意味する状況が分かりづらい。
<input type="checkbox"/>	・濃い紫が出現しても土砂災害が発生しないことが多い(基準の改善が必要)。
<input type="checkbox"/>	・土砂災害警戒判定メッシュ情報は高頻度に更新され常にチェックすることは難しいのでプッシュ通知(メールやアプリ等)が必要。
<input type="checkbox"/>	・気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報の地図が分かりにくく、危険度が高まっている地区が分かりづらい。
<input type="checkbox"/>	・メッシュ(格子)のサイズを現行の5km四方よりもきめ細かくする改善が必要。
<input type="checkbox"/>	・特に課題はない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

(4) 気象庁では、極めて甚大な災害の発生が予見される等の場合に、気象台長から各市町村長さま、もしくは気象台担当者から各市町村ご担当者さまに、電話により能動的に警戒を直接呼びかけ、防災対応を即時的に支援する取組(ホットライン)を進めております。

この、気象台からの電話連絡(ホットライン)について伺います。

(以下の質問では、各市町村さまから気象台へいただいた電話問い合わせは除きます。)

①気象台からホットラインで解説した内容について、役所(場)内でどのように活用されましたか。

ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・避難勧告等が適切な区域に発令されているか確認した。
<input type="checkbox"/>	・避難勧告等を発令した。
<input type="checkbox"/>	・防災体制を強化した。
<input type="checkbox"/>	・役所(場)内の情報共有に活用した。
<input type="checkbox"/>	・すでに必要な避難指示等を発令済みであったため活用の必要がなかった。
<input type="checkbox"/>	・気象台からのホットラインの情報は役に立たなかったため、特に活用しなかった。
<input type="checkbox"/>	・気象台からのホットラインはなかった。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

②気象台からホットラインで解説した内容について、今回、どの内容が役立ちましたか。

また、今後、どのような内容であれば役立ちそうですか。

ご回答:【複数選択可】

今回の対応で役に立ったこと(①で「気象台からのホットラインはなかった。」と回答された場合は回答不要です)	
↓	↓今後役に立ちそうなこと
<input type="checkbox"/>	・避難勧告等の発令が必要とされるような命に危険を及ぼす災害がいつ発生してもおかしくない危機的な状況であること
<input type="checkbox"/>	・市町村内において「大雨・洪水警報の危険度分布」から推定される危険度が高まっている場所
<input type="checkbox"/>	・今後、さらに危険度が高まることを踏まえ、「大雨・洪水警報の危険度分布」等の防災気象情報に基づき避難勧告等の区域の拡大等を判断する必要があること
<input type="checkbox"/>	・予想雨量等の気象状況
<input type="checkbox"/>	・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報等の防災気象情報が発表された事実
<input type="checkbox"/>	・警報等の防災気象情報の発表・解除の見通し
<input type="checkbox"/>	・気象台からのホットラインの情報は役に立つ内容がなかった／今後も役に立たないだろう
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

③気象台からのホットラインについて、改善すべき点があればご教示ください。

ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・もっと早く連絡が欲しい。
<input type="checkbox"/>	・もっと事態が深刻化してからで十分(連絡が早すぎた)。
<input type="checkbox"/>	・もっと高頻度に連絡が欲しい。
<input type="checkbox"/>	・もっと少ない連絡で十分(頻度が高すぎた)。
<input type="checkbox"/>	・もっと詳しく解説してほしい。
<input type="checkbox"/>	・もっと簡潔に解説してほしい。
<input type="checkbox"/>	・今回の対応で問題ない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

(5)平成29年5月から、警報を発表するような激しい現象(以下「警報級の現象」)が発生する可能性を[高][中]の2段階で発表しています。警報級の現象は、ひとたび起これば命に危険が及ぶなど社会的に大きな影響を与えることから、たとえ可能性が高くないと予想される状況であっても、可能性がある場合には[中]を発表しています。今回の豪雨では、**特別警報を発表した4日前の7月2日から**「警報級の可能性」で[中]又は[高]を発表していました。

例：福岡地方の大雨の警報級の可能性

対象日時 予報発表	6日				7日			
	00-06	06-12	12-18	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24
2日11時		[中]				[中]		
2日17時		[中]				[中]		
3日11時		[中]				[中]		
3日17時		[中]				[中]		
4日11時		[中]				[中]		
4日17時		[中]				[中]		
5日05時	[高]		[高]					
5日11時	[高]		[高]				[高]	
5日17時	[高]		[高]				[高]	
6日05時			[高]		[高]		[高]	
6日11時			[高]		[高]		[高]	
6日17時					[高]		[高]	

この「警報級の可能性」について伺います。

①警報級の可能性が発表されていることをご存じでしたか。

ご回答:【1つ選択】

<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知っていたし、活用した。
<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知っていたが、特に活用しなかった。
<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知らなかったが、今後は活用したい。
<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知らなかったし、今後も活用の予定はない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

②警報級の可能性について、改善すべき点があればご教示ください。

ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・空振りを減らしてほしい([中]又は[高]が発表されたのに警報が発表されなかった回数が多過ぎる)
<input type="checkbox"/>	・見逃しを減らしてほしい([中]も[高]も発表されていなかったのに警報が発表されたことがある)
<input type="checkbox"/>	・時間帯を6時間毎に細分化してほしい(00~06時、06~12時など6時間毎に固定)
<input type="checkbox"/>	・洪水警報の可能性を追加してほしい
<input type="checkbox"/>	・高潮警報の可能性を追加してほしい
<input type="checkbox"/>	・特に改善すべき点はない
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

(6)「気象警報・注意報」について、「警報級の現象が予想される期間」、「注意報級の現象が予想される期間」などを視覚的に表示する改善を平成29年5月より実施しています(下図参照)。

岩泉町		今後の推移 (■警報級 ■注意報級)									備考・関連する現象	
		30日										
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6		
大雨	1時間最大雨量(ミリ)	16	30	40	50	80	80					
	(浸水害)										浸水注意	
	(土砂災害)										土砂災害警戒	
洪水	(洪水害)											
暴風	風向風速(矢印・メートル)	陸上	3	10	15	20	25	20	13	10	10	
		海上	10	12	20	25	35	30	15	10	10	以後も注意報級
波浪	波高(メートル)	6	6	8	8	10	10	10	6	6	以後も注意報級うねり	
高潮	潮位(メートル)	0.4	-0.2	0.1	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7		ピークは30日12時頃	
雷											竜巻、ひょう	
濃霧	陸上										視程100メートル以下以後も注意報級	
	海上										視程500メートル以下以後も注意報級	

警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

この「危険度を色分けした時系列」について、伺います。

①「危険度を色分けした時系列」が発表されていることをご存じでしたか。

ご回答:【1つ選択】

<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知っていたし、活用した。
<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知っていたが、特に活用しなかった。
<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知らなかったが、今後は活用したい。
<input type="checkbox"/>	・発表されたことを知らなかったし、今後も活用の予定はない。
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

②「危険度を色分けした時系列」について、改善すべき点があればご教示ください。

ご回答:【1つ選択】

<input type="checkbox"/>	・特に改善すべき点はない
<input type="checkbox"/>	・改善すべき点がある(具体的に)

(7) 気象台では、市町村等の防災対応を支援する取組を強化しているところです。危険度分布等の防災気象情報が伝える危機感が、住民に理解され避難行動につなげていただくために、気象台と連携して強化すべき取組のご提案がございましたらご教示ください。

ご回答:【複数選択可】

<input type="checkbox"/>	・市町村が主催する地域の防災リーダー等を集めた講習会へ気象台職員や気象防災アドバイザーが参加する
<input type="checkbox"/>	・試行的に一部の地区における自主防災組織の取組に気象台職員や気象防災アドバイザーが参加する
<input type="checkbox"/>	・地域の防災リーダー等に対し、危険度分布をはじめとした防災気象情報をもつ意味をSNS等で解説する取組を実施
<input type="checkbox"/>	・現時点で特に提案すべき取組はない
<input type="checkbox"/>	・その他(具体的に)

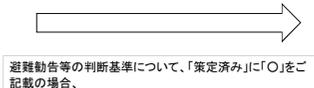
アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

調査票1

【質問1】

○避難勧告等の判断基準について、下記の表の該当箇所に「○」をご記載ください。

避難勧告等の判断基準	策定済み			策定中			未策定		
	洪水	土砂災害							



避難勧告等の判断基準	洪水	地域防災計画に明記されているかどうか	
		明記されている	明記されていない

【質問2】

<記載例>

- 平成30年7月豪雨災害の期間のうち7月5日～7月8日における避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の別にそれぞれについて記載してください。
- 発令理由については、発令のトリガーとなった防災気象情報、河川の水位等の情報、現地の情報、国、県の河川管理者、気象庁等からのアドバイス等が分かるように記載をお願いします。
- 防災行政無線等による伝達の中で、特記事項があればご記入ください(例:市長による直接の呼びかけ、命令口調で呼びかけを実施等。)
- 発災の状況の欄に「6日2時ごろ○○地区で住宅や老人ホームで浸水多数発生」、「6日未明○○地区で土石流で約20棟全半壊」といった被害の発生状況をクロナロや通報記録、その後の住民からの情報等に基づいてご記入ください。
- セルが不足する場合には、適宜、行を挿入等してください。

市町村名	避難準備・高齢者等避難開始				避難勧告				避難指示(緊急)				発災の状況		
	発令日時	発令地域	発令理由	防災行政無線等による住民への伝達メッセージの内容	発令日時	発令地域	発令理由	防災行政無線等による住民への伝達メッセージの内容	発令日時	発令地域	発令理由	防災行政無線等による住民への伝達メッセージの内容	発災日時	発災地域	具体的な発災状況
記載例	6日11:20	○○地区、○○地区	土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達したため	緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。 こちらは、○○市です。 ○○地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 土砂災害の危険性が高まること予想されます。 次に該当する方は、避難を開始してください。 お年寄りの方、体の自由な方、小さな子供がいられる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方 ※の付近や沢沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。 それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難をしてください。 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。	6日13:00	○○地区、○○地区	土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達したため	緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 こちらは、○○市です。 ○○地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。 土砂災害の危険性が高まっています。 速やかに避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。	6日14:00	○○地区、○○地区	土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達したため	緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、○○市です。 ○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。 △△地区で土砂災害の危険性が極めて高まっています。 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。 ※市長により直接呼びかけ。	6日2時ごろ	○○地区	住宅や老人ホームで浸水多数発生
	6日13:00	○○地区、○○地区	○○川の水位が避難判断水位に到達したため	緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。 こちらは、○○市です。 ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 次に該当する方は、避難を開始してください。 お年寄りの方、体の自由な方、小さな子供がいられる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 川沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。 それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難をしてください。 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。	6日15:00	○○地区、○○地区	○○川の水位が氾濫危険水位に到達したため	緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 こちらは、○○市です。 ○○地区に○○川に関する避難勧告を発令しました。 ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 速やかに避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。	8日00:00	○○地区、○○地区	策から○○川が氾濫する恐れが高まっているため、急いで避難指示を発令したほうが良いとの電話があったため	緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、○○市です。 ○○地区に○○川に関する避難指示を発令しました。 ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。	6日未明	○○地区	土石流で約20棟全半壊

<回答欄>

市町村名	避難準備・高齢者等避難開始				避難勧告				避難指示(緊急)				発災の状況		
	発令日時	発令地域	発令理由	防災行政無線等による住民への伝達メッセージの内容	発令日時	発令地域	発令理由	防災行政無線等による住民への伝達メッセージの内容	発令日時	発令地域	発令理由	防災行政無線等による住民への伝達メッセージの内容	発災日時	発災地域	具体的な発災状況
岡山市															

【質問3】

○住民への伝達手段として、今回の災害で活用されたものを選択してください。

防災情報の伝達手段の活用状況

防災行政無線の屋外スピーカー	防災行政無線の戸別受信機			緊急速報メール			コミュニティFMの屋外スピーカー	コミュニティFMの屋内受信機		自治体広報車等
	活用	全戸/一部	全戸に伝達	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク		活用	全戸/一部	
有線放送設備	CATV放送	SNS、ツイッター、FB等	ホームページ	Lアラート	IP告知	登録制メール	自治体の防災アプリ	消防団による呼びかけ	自主防災組織による呼びかけ	

その他(下記に具体的に記入)

※防災行政無線、コミュニティFMについては屋外スピーカー・戸別受信機等の屋内受信機の両方で活用した場合は、両方の欄に○をつけてください。
※活用したその他の手段があれば、その他欄に記入してください。

平成 30 年 7 月豪雨 調査票 2

○質問 1 : 避難勧告等を発令するに際し、参考にした防災気象情報等をご回答
 ください。(複数選択可。)

情報	使用の有無 確認していた情報に「○」を記入
府県気象情報	
記録的短時間大雨情報	
気象注意報・警報	
流域雨量指数の予測値	
洪水警報の危険度分布	
大雨警報（浸水害）の危険度分布	
特別警報	
テレメータ雨量	
流域平均雨量	
今後の雨（降水短時間予報）	
テレメータ水位	
指定河川洪水予報	
水位到達情報	
土砂災害警戒判定メッシュ情報	
土砂災害警戒情報	
河川管理者や気象台からのホットライン	
その他 具体的に：	

○質問2：避難勧告等の発令が住民に対し確実に伝わったかどうかについて、記載例を参考に、効果的だったと思われる点、または課題だと感じる点についてご回答ください。

① 効果的だった点

例1：複数の情報手段を用い住民に対し避難情報を伝達することができた。

例2：防災行政無線の戸別受信機が効果的だった。

回答欄：

② 課題だと感じる点

例3：防災行政無線を通じ情報を発信したが、雨の音が強く住民にうまく伝わらなかった地区があった。

例4：活用を予定していた防災行政無線に不備があり、使えなかった。

回答欄：

○質問3：住民の避難行動について、記載例を参考に、うまくいったと思われる点、または課題だと感じる点についてご回答ください。

① うまくいった点

例1：直前の避難訓練により、住民が迅速に避難することができた。

例2：過去の災害経験を踏まえ、住民が自発的に避難行動をとってくれた。

回答欄：

② 課題だと感じる点

例3：真夜中の避難勧告発令で、雨も強く降っており、住民の避難行動に結びつかなかった。

例4：避難行動要支援者の個別計画を立てておらず、迅速な避難に結びつかなかった。

回答欄：

※回答欄は適宜広げてください。

以上。
ご協力ありがとうございます。

政策レビュー 住民アンケート(案)

気 象 庁
平成 30 年 9 月 11 日

気象庁では、大雨や暴風などによって災害が発生するおそれが予想されるときには、警報・注意報をはじめとした「防災気象情報」を段階的に発表しています(詳しくは別紙をご参照ください)。

気象庁では、大雨や暴風などによる災害の被害を少しでも防止・軽減するため、防災気象情報をより有効に利用していただくための取組を進めているところです。この取組の参考とさせていただきますため、以下のアンケートをさせていただきたく、よろしく願いいたします。

●回答者さまの情報

Q1.

回答者さまの情報(性別)をお知らせください。

(選択肢)

- ・男性
- ・女性

Q2.

回答者さまの情報(年齢)をお知らせください。

(選択肢)

- ・10代以下
- ・20代
- ・30代
- ・40代
- ・50代
- ・60代
- ・70代
- ・80代以上

Q3.

お住まいの郵便番号をお知らせください。

回答(—)

●災害経験、防災気象情報活用状況

Q4.

昨年の夏以降、土砂災害や洪水災害による被害に遭われましたか？

(選択肢)

- ・自宅が全壊した
- ・自宅が半壊した、又は床上浸水の被害に遭った
- ・自宅が一部損壊した、又は床下浸水の被害に遭った
- ・自宅の被害はなかったが、車や倉庫などが損傷又は水没する被害に遭った
- ・自宅の被害はなかったが、停電などで生活に支障が出た
- ・被害に遭っていない

Q5.

台風が来たとき、大雨警報・注意報や台風情報をテレビやホームページなどで見る(聞く)ようにしていますか？

(選択肢)

- ・常に見るようにしている
- ・時々見るようにしている
- ・あまり見ていない
- ・ほとんど見ていない

Q6.

大雨警報・注意報や台風情報をどのように見て(聞いて)いますか？

(選択肢:複数選択可)

- ・テレビ(一般放送)
- ・テレビ(データ放送)
- ・ラジオ
- ・気象庁ホームページ
- ・その他のホームページ(報道機関、気象会社等)
- ・緊急速報メール
- ・自治体(都道府県・市町村)が提供する登録制の防災メールシステム
- ・自治体以外が提供するメールサービス
- ・スマートフォンのアプリ
- ・SNS(Twitter、LINE、Facebook など)
- ・防災行政無線
- ・その他の手段で見て(聞いて)いる(具体的に:)
- ・ほとんど見て(聞いて)いない

Q7.

お住まいの地域の近くで、もともと土砂災害や洪水災害の危険性がある場所を示した地図(以下「ハザードマップ」と呼びます)があることをご存じですか？

(選択肢)

- ・知っており、大雨時の避難にも活かしている
- ・知っているが、大雨時の避難に活かしたことはない
- ・名前を聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
- ・見たことも聞いたこともない

Q8.

土砂災害や洪水災害の危険度が高まったときに、少なくとも次の場所にいらっしゃる方は安全な場所に避難する必要があります。

- ・ハザードマップに示された土砂災害警戒区域
- ・ハザードマップに示された浸水想定区域
- ・山間部の河川沿いの区域

このことをご存じでしたか？

(選択肢)

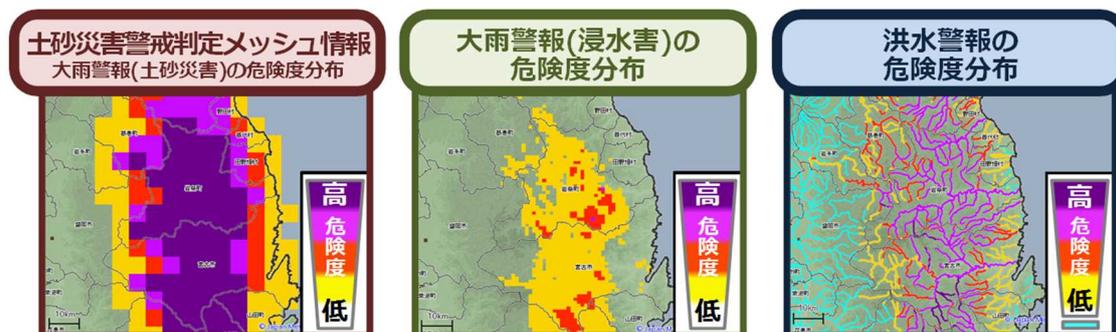
- ・すべて知っていた
- ・だいたい知っていた
- ・あまり知らなかった
- ・知らなかった

●大雨・洪水警報の危険度分布

Q9.

気象庁では、どこで土砂災害や洪水災害の危険度が高まっているかを一目で把握できるように、危険度を地図上で色分けした「危険度分布」という情報を気象庁ホームページで発表しています（下図参照）。この「危険度分布」は、10分毎に更新され、気象庁ホームページで公開しているほか、テレビ等でも放送されています。

この「危険度分布」をご存じでしたか。



- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- ・大雨警報(浸水害)の危険度分布 <http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>
- ・洪水警報の危険度分布 <http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

(選択肢)

- ・「危険度分布」が3種類あることを知っていた →Q10へ
- ・「危険度分布」があることは知っていた →Q10へ
- ・知らなかった →Q12へ
- ・その他(具体的に:) →内容に応じてQ10又はQ12へ

Q10.

「危険度分布」をご存じだった方にお聞きします。
雨のときに気象庁のホームページやテレビ放送などで「危険度分布」を見た(聞いた)ことがありますか。

(選択肢)

- ・大雨警報が発表されたときにはほとんど見て(聞いて)いた →Q11 へ
- ・大雨警報が発表されたときには時々見て(聞いて)いた →Q11 へ
- ・時々見て(聞いて)いたが、大雨警報が発表されていたかどうかは無関係。 →Q11 へ
- ・見て(聞いて)いなかった →Q12 へ
- ・その他(具体的に:) →内容に応じて Q11 又は Q12 へ

Q11.

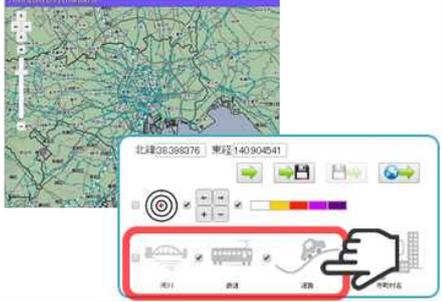
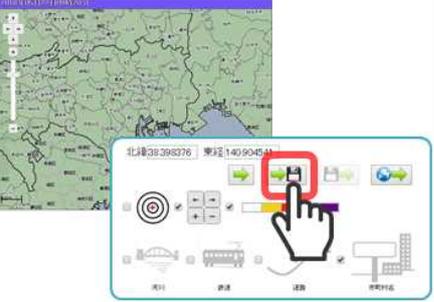
「危険度分布」を見て(聞いて)おられた方にお聞きします。
「危険度分布」を具体的にどのように見聞きしていますか？

(選択肢:複数選択可)

- ・テレビ(一般放送)
- ・テレビ(データ放送)
- ・ラジオ
- ・気象庁ホームページ
- ・その他のホームページ(報道機関、気象会社等)
- ・自治体(都道府県・市町村)が提供する登録制の防災メールシステム
- ・自治体以外が提供するメールサービス
- ・スマートフォンのアプリ
- ・SNS(Twitter、LINE、Facebook など)
- ・その他(具体的に:)

Q12.

「危険度分布」の気象庁ホームページでの表示について伺います。
現在、気象庁ホームページでは、「危険度分布」を便利に使っていただくことができるよう、以下のような機能を用意しています。

<p>河川、鉄道、道路の重ね合わせ機能</p> 	<p>表示状態の保存機能</p> 
<p>位置情報取得機能</p> 	<p>その他：</p> <ul style="list-style-type: none">・他の災害の危険度分布や雨雲の動き、今後の雨へ同じ表示領域で遷移する機能・アニメーション機能

このほかに、どのような機能を追加するとより使いやすくなると思いますか。(複数選択可)

(選択肢)

- ・ハザードマップと「危険度分布」を重ね合わせられるようにする
- ・土砂災害と洪水災害の「危険度分布」を1枚に重ね合わせて表示されるようにする
- ・身近な道路や地名等がより詳細に表示されるようにする
- ・色分けするだけでなく、危険度の数字を明示する等の表示にして欲しい
- ・その他改善して欲しい点(具体的に:)

Q13.

「洪水警報の危険度分布」と災害との関係を調べてみたところ、最大危険度の「極めて危険」（濃い紫）が出現した河川の約7割で実際に氾濫等の被害が発生していることが分かりました（下図参照、速報）。

このように洪水警報の危険度分布は災害発生と密接に結びついていることをご存じでしたか。

（参考） 最大危険度の濃い紫が出現した河川と災害発生との関係

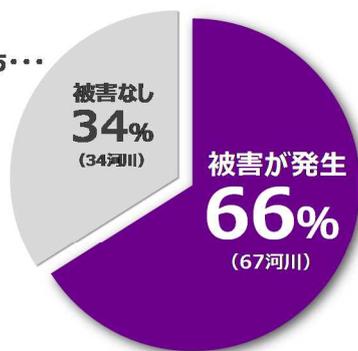
洪水警報の危険度分布と被害発生との関係を確認したところ、「濃い紫」が出現した河川の約7割で、家屋や田畑への浸水や河岸が削られる等の被害が発生していました。

このことから、遅くとも「薄い紫」が出現した段階で、河川水位などの現況も確認した上で速やかに避難開始の判断をすることが重要なことが分かります。

※「濃い紫」…重大な洪水等がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。

※「薄い紫」…今後少し遅し、重大な洪水等が発生するおそれが高い水位や監視カメラ等で河川の現況確認した上で、速やかに避難開始の判断をすることが大変重要。

「濃い紫」が
出現した河川のうち…



約7割の河川で
被害が発生

遅くとも薄い紫で
避難開始の判断を

※ 「平成29年7月九州北部豪雨」と平成29年7月既報の大雨を対象とします。

※ 「平成29年7月九州北部豪雨」は、平成29年7月4日から6日までの福岡県、大分県内の一級河川、二級河川を集計したほか、洪水予報河川の予報区域を除く。

※ 「平成29年7月既報の大雨」は、平成29年7月22日から23日までの福岡県内の一級河川、二級河川を集計したほか、洪水予報河川の予報区域を除く。

※ 被害の情報は、内閣府資料(6月30日)の梅雨前線に伴う大雨及び(平成29年)既報による被害状況等について(平成30年1月17日12:00現在)及び(7月22日)の梅雨前線に伴う大雨による被害状況等について(平成29年8月19日18:00現在)を用います。

※ 被害は、上記資料および報告のあった家屋や田畑への浸水及び手置橋等の被害を対象とします。被害発生時期は考慮していません。

※ これは速報であり、数値等は今後変わる可能性があります。

（選択肢）

- ・よく知っていた
- ・だいたい知っていた
- ・あまり知らなかった
- ・知らなかった

Q14.

Q13のように、「危険度分布」は災害発生と密接に結びついていることから、大雨警報や洪水警報が発表された場合には、この「危険度分布」を確認して、どの地域で危険度が高まっているかを確認することが望ましいとされています。

このような災害発生と密接に結びついた「危険度分布」を今後利用したいと考えますか。

（選択肢）

- ・必ず利用したい
- ・機会があれば利用したい
- ・ほとんど利用しないと思う
- ・全く利用しない

Q15.

「危険度分布」は気象庁ホームページ等で図を公開していますが、自ら情報を見に行ってください必要があります。危険度が高まった際にメールやスマートフォンのアプリ等で自動的にお知らせをするサービスがあったら、利用したいと思いますか。

(選択肢)

- ・必ず利用する
- ・機会があれば利用したい
- ・ほとんど利用しないと思う
- ・全く利用しない
- ・その他(具体的に:)

Q16.

ハザードマップで示された土砂災害警戒区域や浸水想定区域などにお住まいの方は、「危険度分布」で危険度が高まったときに、安全な場所に避難する必要があります。「危険度分布」の地図にハザードマップも重ね合わせて表示させる機能があったら、利用したいと思いますか。

(選択肢)

- ・必ず利用したい
- ・機会があれば利用したい
- ・あまり利用したいとは思わない
- ・全く利用しない

Q17.

気象庁では、「危険度分布」の技術により、大雨警報・洪水警報が発表されたときや、「危険度分布」で「警戒」(赤)や「非常に危険」(うす紫)になっているときに、災害が起きない(空振り)回数を大幅に減少させることができました。しかし、現在の予測技術では、空振りとなることが依然としてあります。
この「空振り」について、どう感じていますか。

(選択肢)

- ・まだまだ空振りが多すぎて、大いに不満
- ・空振りが多く、やや不満
- ・空振りがあまり気にならず、満足
- ・空振りが気にならず、大変満足
- ・その他(具体的に:)

Q18.

大雨警報・洪水警報の「危険度分布」において、「極めて危険」(濃い紫)になったときには、もはや「命に関わる災害がすでに発生しているもおかしくない状況」となるため、それまでには安全な所に移動するなどしておくことが大変重要となります。このことを確実に伝えるため、「非常に危険」(うす紫)になったときに、気象庁が、より切迫性の伝わる表現(例えば「命に関わる災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です」など)を用いた場合、従来より避難しようと思えますか。

(選択肢)

- ・避難しようと思う
- ・場合によっては避難しようと思う
- ・あまり避難の判断には影響しない
- ・全く避難の判断には影響しない
- ・その他(具体的に: _____)

●危険度を色分けした時系列

Q19.

気象庁では、大雨警報・注意報を、次の図のように、危険度が高まる時間帯を色分けして発表するようになりました(下図参照)。この情報は気象庁ホームページでどなたでも見ることができることを、ご存じでしたか。

泉佐野市		今後の推移 (■警報級 ■注意報級)								備考・ 関連する現象		
発表中の 警報・注意報等の種別		4日						5日				
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3		3-6	
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	0	0	40	70	70	40					
	(浸水害)										浸水注意	
	(土砂災害)										土砂災害注意	
暴風	風向風速 (矢印・ メートル)	陸上	12	14	20	35	35	18	15	12	12	
		海上	15	18	25	40	40	23	20	15	15	
波浪	波高 (メートル)	1.5	2	3	4	4	2.5	2.5	1.5	1.5		
高潮	潮位 (メートル)	0.4	0.4	0.8	2.8	2.8	2.2	1.5			ピークは4日16時頃	
雷											竜巻	

警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

(選択肢例)

- ・知っており、よく見るようにしている
- ・知っており、時々見ることもある
- ・知っているが、見たことはない
- ・知らない

Q20.

高潮が発生するような台風の接近時には、潮位の上昇より先に暴風が吹き始めて、屋外に避難できなくなります。いつ暴風が吹き始めるかをあらかじめ確認できるQ19の図を、今後利用したいと考えますか。

(選択肢)

- ・ぜひ利用したい
- ・機会があれば、利用したい
- ・あまり利用したいとは思わない
- ・全く利用しない

●特別警報について

Q21.

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、最大級の警戒を呼びかけるため、「大雨特別警報」を発表しています。

この「大雨特別警報」という情報があることは、ご存じでしたか。

(選択肢)

- ・知っていた
- ・だいたい知っていた
- ・あまり知らなかった
- ・知らなかった

Q22.

「大雨警報」などの後に「大雨特別警報」が発表されることから、「大雨特別警報」が出るまで避難しなかった、という声がしばしばあります。このことについてどう思われますか。

(選択肢)

- ・「大雨特別警報」が出るかどうかは避難とは無関係だと思う
- ・「大雨特別警報」が出る前にまず避難すべきだと思う
- ・「大雨特別警報」が出る前に避難すべきだと思うが、場合によっては「大雨特別警報」が出るまで待つてしまうこともありそうだ
- ・「大雨特別警報」が出ない場合は、浸水や土砂崩れなど目の前に危険が迫らない限り避難しないと思う
- ・「大雨特別警報」が出るまで何があっても絶対に避難しないと思う

Q23.

大雨特別警報が発表された段階では、すでに屋外に出るのは命の危険を伴う状況となり、2 階への避難など確実に命が助かるとは限らない行動しかとることができなくなります。このため、特別警報が発表される前の段階で、「危険度分布」等を活用して、安全な場所に避難しておく必要があるとされています。

このことをご存じでしたか。

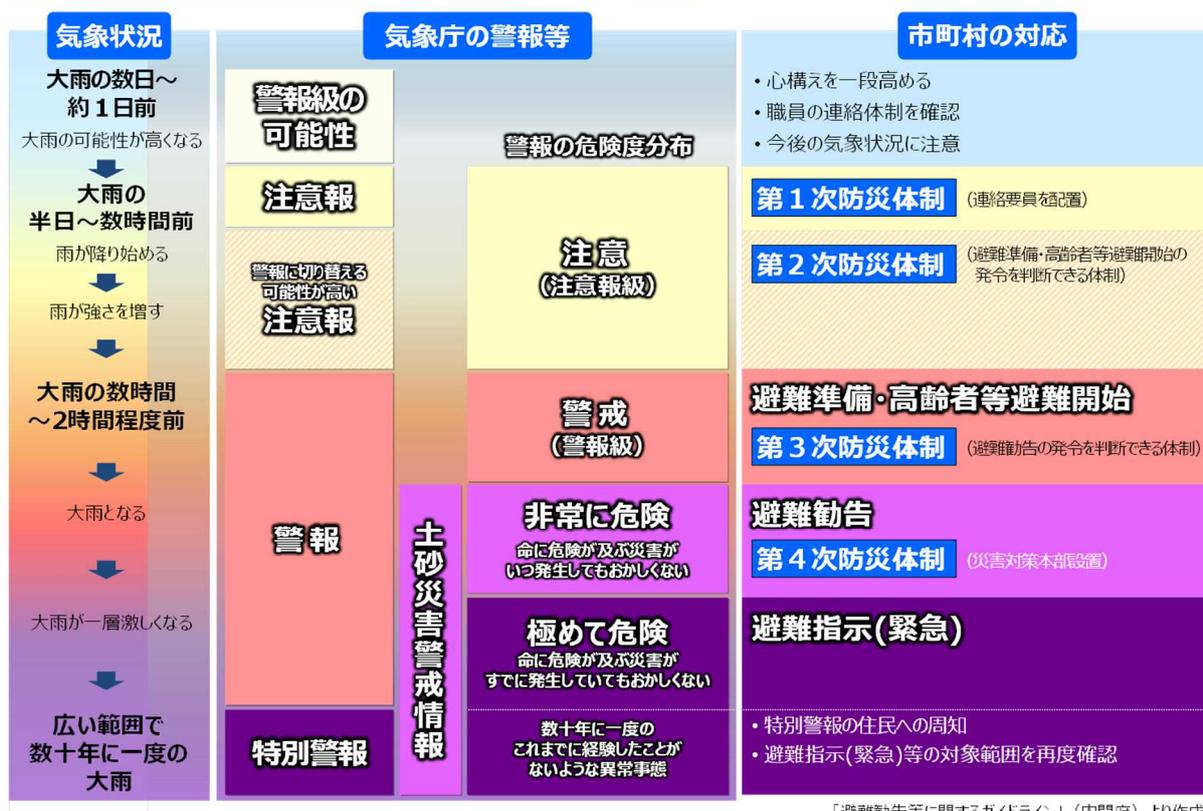
(選択肢)

- ・知っていた
- ・だいたい知っていた
- ・あまり知らなかった
- ・知らなかった

アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。

(別紙)

段階的に発表される防災気象情報の活用例



「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)より作成

気象庁では、大雨によって災害が発生するおそれが予想されるときには、警報・注意報や土砂災害警戒情報、大雨警報・洪水警報の危険度分布などの防災気象情報を段階的に発表しています。この情報などをもとに、市町村では避難勧告等の発令を判断しています。

平成30年度「景観及び歴史まちづくり」の予算一覧

資料4

事項名	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)		
社会資本整備総合交付金※ (平成22年度)	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	<p>地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。</p> <p><本テーマ関連施策> ①都市再生整備計画備事業 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援 ②街なみ環境整備事業 住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援 ③都市公園等事業 地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援</p>
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成26年度)	40 (35)	458 (425)	220 (198)	236	<p>少子・超高齢化の進展への対応、厳しさを増す財政状況への対応等の観点において、持続可能でコンパクトな集約型都市構造への転換が求められているが、その実現には、機能面の充実だけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観の魅力を通じてまちの求心力を確保し、居住等を誘導することが必要となる。こうしたことから、人口密度を維持するエリア等において、良好な景観形成や歴史的風致形成の取組支援を強化し、まちの魅力と居住環境を向上させることにより、その活力の維持・増進(都市再生)を図る。</p>
景観まちづくり刷新支援事業 (平成29年度)	-	-	1,233 (1,233)	3,887	<p>良好な景観資源の保全・活用により都市の魅力向上及び地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区において市町村等が行う、建造物の外観修景等の景観整備について補助を行う。 【補助率等】歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、散歩道、広場、駐車場、視点場の整備等について補助する。(補助率1/2)</p>
景観計画策定推進調査 (平成30年度)	-	-	-	10	<p>景観特性(自然、歴史的まちなみ等)毎に地域特性を把握し、様々な地域条件に適応可能な景観計画の調査を行う。 また、既成市街地の景観誘導が進んでいない地方公共団体等に対し原因分析を行い、その結果を踏まえ問題点を解決できる景観計画をモデル的に作成する。</p>
歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成27年度)	35 (34)	120 (119)	108 (104)	67	<p>広域観光周遊ルート形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に対し、総合的な支援を行う。</p>

※都市局事業における予算額は内数

平成30年度「下水道施策」の予算一覧

事項名	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)		
社会資本整備総合交付金※ (平成22年度)	873,313 (871,085)	866,058 (864,909)	884,548 (882,356)	823,318	<p>地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。</p> <p><本テーマ関連施策> 地方公共団体における下水道事業全般</p>
防災・安全交付金※ (平成24年度)	1,146,342 (1,142,974)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,711 (1,192,793)	1,058,887	<p>地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。</p> <p><本テーマ関連施策> 地方公共団体における下水道事業全般のうち ①浸水対策事業、②地震対策事業、③老朽化対策事業、④合流式下水道改善事業</p>
下水道事業 (昭和32年度)	5,319 (5,157)	5,280 (5,532)	5,284 (4,150)	5,287	<p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カイノベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等)</p>

※下水道事業における予算額は内数

平成30年度「鉄道の防災・減災対策」の予算一覧

事項名	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)		
鉄道施設総合安全対策事業 (耐震補強) (平成27年度)	1,527 (1,464)	3,003 (2,478)	2,631 (2,458)	996	中央防災会議において耐震補強の必要性が喫緊の課題であると指摘されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、片道断面輸送量が1日1万人以上であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上等一定の要件を満たす路線の高架橋等や駅の耐震対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。
鉄道施設総合安全対策事業 (浸水対策) (平成27年度)	20 (18)	65 (64)	109 (101)	84	各自治体が定めるハザードマップ等で浸水被害が想定されている地下駅やトンネル開口部について、防水扉や止水板等の浸水対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。
鉄道防災事業 (昭和53年度)	1,379 (1,378)	1,100 (1,097)	1,156 (1,154)	1,030	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業を対象に、国がその費用の一部を補助する。

平成30年度「タクシーサービスの改善による利用者利便の向上」の予算一覧

事項名	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)		
地域公共交通確保維持改善事業 (平成23年度)	33,890	23,998	23,872	20,950	コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、地域公共交通に関する各種の支援を着実に実施するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実させる。 <本テーマ関連施策> ①地域の特性に応じた生活交通の確保維持 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援
	(34,008)	(27,598)	(22,274)		
新たな自動車旅客運送業務の 取り組みにおける体制の強化 (平成18年度)	10 (8)	10 (10)	9 (9)	9	地域公共交通について、地域のニーズに適したコミュニティバスや乗合タクシー等の実施にあたり、地方公共団体が主宰する協議会等に、地域交通に関する専門的な知識等を有する地方運輸局等職員が構成員として参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことにより、安全で、きめ細やかな交通サービスの提供の実現に向けた実効性のあるサービス改善対策等を推進する。

平成30年度「台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実」の予算一覧

事項名	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)		
予報業務 (昭和31年度)	654 (636)	407 (391)	616 (601)	298	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等を基に、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時等における指定河川洪水予報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者に提供され個別のニーズに応じたサービス等に利用される。

国土交通省政策評価基本計画の改定のポイント

平成30年10月

政策評価官室

1. 現計画からの主な変更点

- ・計画期間

平成31年度～平成35年度までの5年間に更新

2. その他の変更点

- ・その他字句の適正化 等

国土交通省政策評価基本計画

平成26年3月

国土交通省

国土交通省政策評価基本計画

目次

はじめに	4
I 基本的な考え方	4
II 計画期間	5
III 政策評価の実施に関する方針	5
1 基本的な考え方	5
2 政策評価の方式	5
(1) 基本的な3つの方式	5
(2) 政策の特性に応じた方式	6
IV 政策評価の観点に関する事項	7
V 政策効果の把握に関する事項	7
VI 事前評価の実施に関する事項	8
1 政策アセスメント（事業評価方式）	8
(1) 対象とする施策等	8
(2) 取組方針	8
(3) 留意事項	8
2 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）	8
(1) 対象とする公共事業	8
(2) 取組方針	9
3 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）	9
(1) 対象とする研究開発課題	9
(2) 取組方針	9
4 規制の事前評価（事業評価方式）	9
(1) 対象とする施策等	9
(2) 取組方針	9
(3) 留意事項	9

5	租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式）	10
	(1) 対象とする租税特別措置等	10
	(2) 取組方針	10
VII 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項		11
1	政策チェックアップ（実績評価方式）	11
	(1) 対象とする政策	11
	(2) 業績指標等	11
	(3) 取組方針	11
	(4) 留意事項	11
2	政策レビュー（総合評価方式）	12
	(1) 対象とするテーマ	12
	(2) 実施時期等	12
	(3) 取組方針	12
	(4) 留意事項	12
3	個別公共事業の再評価（事業評価方式）	13
	(1) 対象とする公共事業	13
	(2) 取組方針	13
4	個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）	13
	(1) 対象とする公共事業	13
	(2) 取組方針	13
5	個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）	14
	(1) 対象とする研究開発課題	14
	(2) 取組方針	14
6	個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）	14
	(1) 対象とする研究開発課題	14
	(2) 取組方針	14
7	規制の事後評価（事業評価方式）	14
	(1) 対象とする規制	14
	(2) 取組方針	14
8	租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式）	14
	(1) 対象とする租税特別措置等	14
	(2) 取組方針	15
9	法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等	15
VIII 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		15

1	国土交通省政策評価会	15
2	事業評価監視委員会	15
3	外部評価委員会	15
4	その他専門的知見からの意見・助言の聴取	15
IX 政策評価の結果の政策への反映に関する事項		16
1	評価結果の反映	16
2	反映状況の報告	16
X 政策評価に関する情報の公表に関する事項		16
1	公表内容	16
2	公表方法	16
3	国民の意見・要望の受付	16
XI 政策評価の実施体制に関する事項		17
1	各局等の役割	17
2	政策統括官（政策評価担当）の役割	17
3	政策レビュー等に関する検討会	17
4	公共事業評価システム検討委員会	17
XII その他政策評価の実施に関し必要な事項		18
1	施策等の特性を踏まえた運用	18
2	評価制度の継続的改善等	18
3	地方公共団体等への配慮	18
4	政策評価に関する調査研究等	18
5	情報公開法との整合性確保	19
別紙	政策目標及び施策目標	20

国土交通省政策評価基本計画

はじめに

国土交通省は、政策評価を、21 世紀型国土交通行政を目指す改革の重要な手段の一つとして位置付け、これを積極的に取り入れることにより、国民の立場に立った、真に必要な施策等の企画立案・実施に向けた省全体としての総合的な行政マネジメントの確立を目指してきたところである。このような政策評価の実施により政策のマネジメントサイクルを確立し、その結果、政策の企画立案過程と結果に関する透明性を向上させ、政策の意図と効果を国民に対して明確に説明するほか、設定した目標を実現するための努力を尽くすことにより、政策の質が高められてきたところである。

今後も、国土交通省は、目標を持った行政運営や政策のマネジメントサイクルの確立が、職員の意識の向上を通じた組織の活性化につながるよう、政策評価を前向きなものとして捉え、引き続きこれを積極的に推進することとする。

I 基本的な考え方

国土交通省は、平成 14 年 4 月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。)に基づく政策評価を実施している。

その実施に当たっては、国土交通省の使命を踏まえて政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて戦略的な政策展開を図り、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努めて、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要である。このため、国土交通省は、以下の事項を目的として政策評価を実施する。

①国民本位の効率的な質の高い行政の実現

国民の声を政策に反映させ、それぞれの政策が目指すべき成果を国民の立場で示し、限られた行政資源を効率的に活用する中で、全体として国民の満足度を向上させる。

②成果重視の行政の推進

目指すべき成果を目標として明示し、その達成度を測定することで、各局等が明確な目標を持って、その達成に向け責任を持った運営を行う仕組みの実施を推進する。その結果、期待どおりの成果をあげていないものがあれば、新たな政策の企画立案に反映するほか、各局等の施策等の連携・融合を一層推進するなどその改善策を検討する。

③国民に対する説明責任の徹底

政策評価の実施を通じて、政策の意図と成果を国民に対して明確に説明する。また、政策評価の結果を幅広く公表することで、行政過程の透明性を確保するとともに、広く国民の声を反映させた政策の改善努力を図る。

「国土交通省政策評価基本計画」(以下「基本計画」という。)は、以上のような基本的な考え方の下で、

政策評価法第6条第1項に基づき、また、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえて、国土交通省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握、事前評価の実施等、評価の実施に関する基本的な事項を明らかにするものである。

具体的な評価の実施手順等については、基本計画実施のために別途定める「国土交通省事後評価実施計画」(以下「実施計画」という。)、**「国土交通省政策評価実施要領」**(以下「政策評価実施要領」という。)、**「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」**、**「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」**、**「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」**、**「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」**、**「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」**、**「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」**、**「国土交通省研究開発評価指針」**、**「規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領」**及び**「租税特別措置等に係る政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領」**による。

II 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

III 政策評価の実施に関する方針

1 基本的な考え方

国土交通省は、政策評価を実施することにより、評価の結果を新たな政策の企画立案に反映し、政策の改善策を検討する。

これにより、「政策の企画立案(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→政策の改善・反映(Action)」という政策のマネジメントサイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進する。

2 政策評価の方式

(1) 基本的な3つの方式

「政策アセスメント」、「政策チェックアップ」及び「政策レビュー」の3つの方式を基本とし、これらの方式を相互に有機的に連携させ、省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施する。

ア 政策アセスメント(事業評価方式)

新規に導入しようとする施策等について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策等を厳選する。

イ 政策チェックアップ(実績評価方式)

省の主要な行政目的に係る政策目標、施策目標及び業績指標等をあらかじめ設定し、その業績を測定し、その達成度を評価する。政策チェックアップを全省的に実施することにより、成果重視の行政運営を推進するとともに、省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民に分かりやすく示す。

ウ 政策レビュー(総合評価方式)

実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果をあげているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する。特定のテーマについて掘り下げた政策レビューを実施することにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得る。

(2) 政策の特性に応じた方式

上記 3 方式に加えて、政策の特性を踏まえ、個別公共事業、個別研究開発課題、規制及び租税特別措置等について、政策評価を実施する。

ア 個別公共事業評価(事業評価方式)

新規事業の採択時に実施する評価(新規事業採択時評価)、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業及び事業採択後長期間が経過している事業等について実施する評価(再評価)、及び事業完了後に実施する評価(完了後の事後評価)を実施する。

イ 個別研究開発課題評価(事業評価方式)

新規に研究開発を開始しようとする課題について実施する評価(事前評価)、研究開発期間が 5 年以上の課題及び期間の定めのない課題について 3 年程度を目安として実施する評価(中間評価)、及び研究開発が終了する課題について実施する評価(終了時評価)を実施する。

ウ 規制の政策評価(事業評価方式)

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号。以下「政策評価法施行令」という。)第 3 条第 6 号で実施が義務付けられている規制の事前評価を実施する。なお、基本方針 I 4カにおいて努力義務とされている規制の事前評価については、実施に努める。

また、基本方針 I 5カ(イ)を踏まえ、事前評価を実施した規制に係る政策については事後評価を実施する。なお、基本方針 I 5カ(イ)において努力義務とされている規制の事後評価については、実施に努める。

エ 租税特別措置等に係る政策評価(事業評価方式)

政策評価法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号並びに基本方針 I 4キに規定する租税特別措置等(国税における租税特別措置及び地方税における負担軽減措置等をいう。以下同じ。)に係る事前評価及び基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等に係る事後評価を実施する。

IV 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、評価対象の特性に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価するものとする。基本的には、以下の必要性、効率性及び有効性並びに租税特別措置等に係る政策評価にあつては相当性の観点に着目した評価を実施する。なお、政策チェックアップは、主として目標ごとにその達成度を評価する観点から実施する。

ア 必要性の観点

施策等が、政策目標等に照らして妥当性を有しているか、国民や社会のニーズが十分に存在するか、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか等を明らかにする。

イ 効率性の観点

施策等の効果と当該施策等に基づく活動の費用や社会的費用等との関係を明らかにする。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。

ウ 有効性の観点

施策等が、政策目標等を達成する上でどのように貢献するか、または具体的にどのような効果をあげるのかを明らかにする。

エ 相当性の観点

政策目的実現のための手段として様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるか等を説明する。

V 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、以下の点に留意しつつ、評価対象の特性に応じ、適用可能で、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。

ア 可能な限り政策効果を定量的に把握する手法を用いるものとし、これが困難である場合、これがコストとの関係で合理的なものといえない場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、政策効果を定性的に把握する手法を用いる。この場合においても、可能な限り客観的な情報・データや事実を用いることに努める。

イ すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の画一的な適用を求めるより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、徐々に知見を蓄積して手法の高度化を進める。

VI 事前評価の実施に関する事項

1 政策アセスメント（事業評価方式）

（１）対象とする施策等

以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、VI2(1)の公共事業、VI3(1)の研究開発課題、VI4(1)の施策等及びVI5(1)の租税特別措置等は除く。

ア 新たに導入を図ろうとする施策等(予算、財政投融资(政策金融を含む。)等をいう。)

イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの

（２）取組方針

対象となる施策等について、概要、目的(どの政策目標・施策目標・業績指標に関連するか等も含む。)、必要性(行政・国の関与の必要性等も含む。)、効率性、有効性、有識者等の意見等を明らかにし、評価を実施する。

（３）留意事項

評価書においては、当該評価書に係る施策等がVII1(1)に規定する政策目標のうち、いずれの目標に係る達成手段に位置付けられるものかが明確となるようにするほか、目標と現状の乖離、その原因、現状改善に向けた課題等を明らかにした上で、当該施策等が目標達成にどのように貢献するかを可能な限り明らかにし、当該施策等を導入する必要性を論理的に分析する。なお、政策アセスメントを実施した施策等を事後の時点で評価・検証する場合は、可能であれば政策チェックアップ又は政策レビューにより評価するものとし、これらによることができない場合は、別途政策評価実施要領に定める方式により検証する。

2 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）

（１）対象とする公共事業

国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

ア 直轄事業

イ 独立行政法人等施行事業(特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。)

ウ 補助事業等(国庫からの補助(間接補助を含む。)、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。)

(2) 取組方針

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、費用対効果分析も含め、総合的に実施する。

3 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）

(1) 対象とする研究開発課題

研究開発機関等(国土技術政策総合研究所、国土地理院地理地殻活動研究センター、気象庁気象研究所、海上保安庁海洋情報部及び海上保安試験研究センターをいう。以下同じ。)が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。

(2) 取組方針

国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

4 規制の事前評価（事業評価方式）

(1) 対象とする施策等

法律又は政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。

(2) 取組方針

対象となる施策等について、規制の目的、内容、必要性を明らかにし、規制にかかる費用と効果(便益)の分析、代替案との比較等を行い、評価を実施する。

(3) 留意事項

評価書においては、当該評価書に係る規制がVII1(1)に規定する政策目標のうち、いずれの目標に係る達成手段に位置付けられるものが明確となるようにするほか、目標と現状の乖離、その原因、現状改善に向けた課題等を明らかにした上で、当該規制が目標達成にどのように貢献するかを可能な限り明らかにし、当該規制を導入する必要性を論理的に分析する。

5 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式）

（１）対象とする租税特別措置等

政策評価法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。

（２）取組方針

租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施する。

1 政策チェックアップ（実績評価方式）

（１）対象とする政策

国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。政策目標及び施策目標は別紙のとおりである。

また、政策評価と予算・決算の連携強化を図る観点から、両者を結び付け、予算とその成果を評価できるように、政策評価の単位（施策目標）と予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）を対応させる。

（２）業績指標等

施策目標については、実施計画において、その達成度合いを表す業績指標又は参考指標（以下「業績指標等」という。）を設定するとともに、各指標に係る今後 5 年以内の目標値を業績目標として設定する。

（３）取組方針

ア 施策目標

施策目標ごとに、施策目標の概要及び達成すべき目標を明らかにするとともに、当該目標に含まれる業績指標等の評価結果等を踏まえ、今後の方向性等を明らかにし、総合的に評価を実施する。

イ 業績指標

対象となる施策について、業績指標ごとに、指標の定義、目標設定の考え方等を明らかにするとともに、事務事業の概要、測定・評価結果等を明らかにし、評価を実施する。なお、施策目標の評価を行うにあたり、主要な業績指標の評価結果を重点的に加味する必要があるため、業績指標の中から主要な指標を選定することとする。

ウ 参考指標

対象となる施策について、参考指標（施策目標において参考となる指標であり、当該指標ごとの評価は行わないが、その達成状況を把握するもの）ごとに、指標の達成状況を明らかにする。

（４）留意事項

ア 業績指標等については、国民の視点に立つとの観点から、基本的にアウトカム指標の設定に努める。しかし、すべての分野について適切なアウトカム指標が開発されていないこと、指標の開発やデータ収集に相当のコストがかかる場合があること、及びアウトカムに対しては外部要因の影響も大きい場合があることから、関連する事業の進捗率等のアウトプット指標によることが適切な場合

があることに留意する。また、指標を開発する上でのデータ収集、参考事例等の蓄積及び検索手法等の開発に努める。

イ 所管する業務の性格等の違いから、様々なアウトカム指標が考えられる局等と、必ずしもそうでない局等とがあるため、各局等の業務の特性に応じた多様なものとなり得ることに留意しつつ、指標を設定する。

ウ 業績指標については、目標設定の考え方やその根拠を十分に説明するとともに、長期目標等に基づき設定している指標については、当該長期目標等を明らかにする。

2 政策レビュー（総合評価方式）

（1）対象とするテーマ

以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。

ア 国土交通省の政策課題として重要なもの

イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの

ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの

エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの

（2）実施時期等

ア 実施時期については、特に以下のような場合に政策レビューを積極的に活用して、その成果の評価等を計画的に実施する。

① 法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合

② 中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合

③ 重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合

イ 具体的なテーマについては、当該年度に政策レビューを実施するテーマのほか、当該年度から5年以内に政策レビューを実施するテーマを実施計画において定める。また、毎年度の政策評価の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、テーマ、担当局等及び実施時期を必要に応じて見直し、機動的かつ柔軟に政策レビューを実施する。

（3）取組方針

対象となるテーマについて、関連する施策等の範囲を明らかにし、当該施策等の目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証する。その上で、それがどのように達成されたか、また、どの程度達成されたかを分析して可能な限り明らかにする。さらに、今後、目的や目標をよりよく達成し効果的・効率的に成果をあげるために、課題は何か、改善方策として何が考えられるかを明らかにする。

（4）留意事項

ア 政策レビューは、担当局等と政策統括官（政策評価）との十分な連携の下に実施する。

イ テーマの決定は、あらかじめ、XI3に定める「政策レビュー等に関する検討会」（以下「検討会」という。）の議論を経た上でこれを行う。

ウ 緊急やむを得ない場合等を除き、原則として各テーマごとに、学識経験者等の第三者の専門的知見からの助言を得て政策レビューを実施する。

エ 各テーマの具体的な評価方針及び手順については、検討会及びウに定める学識経験者等の第三者の助言を得た上で定める。

オ 改善方策の実施状況を把握する。

3 個別公共事業の再評価（事業評価方式）

（１）対象とする公共事業

国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

ア 直轄事業

イ 独立行政法人等施行事業

ウ 補助事業等

（２）取組方針

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

4 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）

（１）対象とする公共事業

国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

ア 直轄事業

イ 独立行政法人等施行事業

ウ 補助事業等

なお、ウについては、評価の実施主体により評価が行われることを期待する。

（２）取組方針

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、完了後の事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図する。

5 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）

（1）対象とする研究開発課題

研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。

（2）取組方針

国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

6 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）

（1）対象とする研究開発課題

研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。

（2）取組方針

国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

7 規制の事後評価（事業評価方式）

（1）対象とする施策等

事前評価を実施した規制に係る施策等を対象とする。

（2）取組方針

規制の導入時の必要性等が導入から一定期間経過後も不変であるか等の検証を通じて、規制の見直しの透明性及び客観性を高めることにより、規制の質の向上を図るために実施する。

8 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式）

（1）対象とする租税特別措置等

基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。

(2) 取組方針

租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施する。

9 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等

国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。

政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。

VIII 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 国土交通省政策評価会

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる「国土交通省政策評価会」(以下「政策評価会」という。)を開催し、その知見を活用する。

特に基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

2 事業評価監視委員会

個別公共事業の再評価及び完了後の事後評価の実施主体の長は、再評価及び完了後の事後評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会を開催し、意見を聴き、その意見を尊重する。

3 外部評価委員会

個別研究開発課題の評価に当たっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価(評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価)を活用する。外部評価においては、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価を実施する。

4 その他専門的知見からの意見・助言の聴取

上記に定めるほか、政策レビューや規制の政策評価を実施する場合において、その評価の実施や指標の設定等に当たっては、専門的な学識経験等を有する第三者からの助言等を積極的に求める。

Ⅸ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。

2 反映状況の報告

政策評価結果の政策の企画立案等への適切な反映を確保するため、毎年度、「評価結果反映状況報告書」を取りまとめ、公表する。

X 政策評価に関する情報の公表に関する事項

1 公表内容

政策評価に関する以下の各情報を公表する。

ア 基本計画

イ 実施計画

ウ 政策評価法に基づく評価書

エ 評価結果反映状況報告書

オ 政策評価会等第三者から出された意見、助言等

カ 国土交通省政策評価年次報告(政策評価の実施状況等の概要を明示したもの)

政策評価に関連する上記に掲げる以外の情報(評価方法や評価過程における情報を含む。)についても、可能な限り具体的に公表する。

2 公表方法

政策評価に関する情報の公表は、以下の方法により行う。

ア 公表

政策評価に関するすべての公表情報については、原則としてインターネット上で閲覧が可能となるように措置する。技術的・経費的問題等からインターネット上の公表が困難な情報等が存する場合には、当該情報の概要、所在、閲覧方法等についてインターネット上に明示する。

イ 閲覧等

政策評価に関する公表情報については、インターネット上の公表に加え、文書閲覧窓口等において、一般の閲覧に供する。

3 国民の意見・要望の受付

インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アド

レスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。

提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。

また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価担当）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。

XI 政策評価の実施体制に関する事項

各局等及び政策統括官（政策評価担当）は、以下のような役割分担の下、政策評価に省一体として取り組む。

1 各局等の役割

国土交通省における政策評価は、政策を担当する局等が実施主体としてその政策について自ら実施する。

2 政策統括官（政策評価担当）の役割

政策統括官（政策評価担当）は、以下の観点から、国土交通省における政策評価の円滑かつ的確な実施の確保に努める。なお、各局等は、政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策統括官（政策評価担当）に対して資料・情報の提供等必要な協力を行う。

ア 相互牽制による評価の客観性・質の確保

国土交通省内において政策評価を行う政策所管部局と相互牽制関係にある担当組織として、省内の政策評価を総括することにより、国土交通省における政策評価の客観性や質の確保を図る。

イ 相互補完による評価の取組みの推進

国土交通省における政策評価の計画的実施を図るとともに、評価手法等の研究開発、政策所管部局に対する情報、知識、技能等の提供、複数の部局にまたがる政策の評価の実施等を行うことにより政策所管部局の政策評価を補完・支援し、省全体の政策評価の取組みを推進する。

3 政策レビュー等に関する検討会

政策レビュー等の円滑かつ的確な実施を確保するため、「政策レビュー等に関する検討会」を開催する。検討会においては、政策レビューのテーマのほか、各テーマの具体的な評価方針及び手順について検討するとともに、国土交通省が実施する政策評価のうち特に必要なものについて検討を行う。

4 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、「公共事業評価システム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会においては、公共事業評価の実施要領の改定等の公共事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、必要に応じて、検討委員会の下で事業特性に応じた部会を置き、評価の適正化に関する検討を行う。

XII その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 施策等の特性を踏まえた運用

国土交通行政は、計画の策定、公共事業、直接サービス提供、産業行政、安全行政等多様であり、また政策手法も、予算、税制、規制等多岐にわたっている。政策のマネジメントサイクルに基づく政策評価の「方式」は、基本的にはすべての業務に適用されうるものと考えられるが、政策アセスメントの評価項目、政策チェックアップの指標の設定等については、業務や施策等の特性によって、おのずから異なる。定型的な評価方式に意味があるのではなく、各局等が政策のマネジメントサイクルを確立し、目標を持った行政運営を行うことが重要であり、評価活動がきちんと行われているかどうかの「評価」は、そうした視点から実施されるべきである。その意味からも、評価方式や制度の細部が重要なのではなく、評価の目的を理解した運用を行うことが重要である点に留意しつつ、その運用を行う。

2 評価制度の継続的改善等

ア 政策評価は、世界的に広く導入されているが、先進事例を見ても、まだ完成されたものではなく、試行錯誤を重ねている状況にあることから、国土交通省においても、国土交通行政に最も適した政策評価システムの確立を究極的な目標として、第三者や国民の意見も踏まえ、常に制度の見直しを行い、改善を図る努力を継続する。

イ 政策評価は、形式的な運用に陥るならば、行政組織に膨大な事務負担をかけるばかりで効果が見られないという事態を招くおそれがある。このため、国土交通省では、全組織を挙げて、政策評価の考え方と実際の進め方についての理解を深めながら、段階的に着実な実施を進め、政策評価を組織に根付かせるように努める。

ウ 業績指標等については、国民にとってより分かりやすく、政策の企画立案に資するものとなるよう、今後とも引続き改良のための開発を行う。

エ 政策評価の導入を契機とするマネジメント改革は、持続させてこそ意味があるものである。改革の持続性を担保するためには、政策の企画立案及び実施に携わるすべての職員が、政策のマネジメントサイクルの確立や目標による行政運営等の理念を共有し、それらに基づき業務を改善しようとそれぞれの立場で努めることが重要であることに留意しつつ、その運用を行う。

3 地方公共団体等への配慮

政策評価の運用に当たっては、評価のための資料収集等により地方公共団体等に過剰な事務的負担をもたらすことがないようにすることはもちろんのこと、必要性の観点における国の関与に関する的確な検討の実施、地方公共団体における自発的な施策展開を間接的に阻害するようなことにならないような業績指標等の選定等、地方公共団体等への影響に十分に留意する。

4 政策評価に関する調査研究等

国土交通省における政策評価のレベル向上を図るため、必要な手法の調査研究、研修の実施等による職員の技能向上等を継続的に推進する。

5 情報公開法との整合性確保

政策評価に関する公開情報や提出された意見に対する回答については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の運用との整合性を確保する。

別紙 政策目標及び施策目標

○政策目標（アウトカム）	
○施策目標(評価の単位)	
○暮らし・環境	
I	少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進
	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
II	良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現
	3 総合的なバリアフリー化を推進する
	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	5 快適な道路環境等を創造する
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する
III	地球環境の保全
	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
○安全	
IV	水害等災害による被害の軽減
	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
	11 住宅・市街地の防災性を向上する
	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
V	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保
	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	15 道路交通の安全性を確保・向上する
	16 自動車事故の被害者の救済を図る
	17 自動車の安全性を高める
	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する
○活力	
VI	国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	20 観光立国を推進する
	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
	23 整備新幹線の整備を推進する
	24 航空交通ネットワークを強化する
VII	都市再生・地域再生の推進
	25 都市再生・地域再生を推進する
VIII	都市・地域交通等の快適性、利便性の向上
	26 鉄道網を充実・活性化させる
	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する
	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する
	29 道路交通の円滑化を推進する
IX	市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護
	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する
	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
	32 建設市場の整備を推進する
	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る
	34 地籍の整備等の国土調査を推進する
	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する
	36 海事業業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
○横断的な政策課題	
X	国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
	37 総合的な国土形成を推進する
	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する
	39 離島等の振興を図る
	40 北海道総合開発を推進する
XI	ICTの活用及び技術研究開発の推進
	41 技術研究開発を推進する
	42 情報化を推進する
XII	国際協力、連携等の推進
	43 国際協力、連携等を推進する
XIII	官庁施設の利便性、安全性等の向上
	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する